

令和6年厚木市教育委員会3月定例会日程

日時 令和6年3月19日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程1 議案第12号 厚木市学校教育情報化推進計画について 【教育総務課】
- 日程2 議案第13号 「厚木市における小中一貫教育の在り方について」について
【教育指導課】
- 日程3 議案第14号 厚木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について
【教育総務課】
- 日程4 議案第15号 厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校施設建て替え整備業務に係る技術提案書特定委員会規則について 【教育施設整備担当】
- 日程5 議案第16号 厚木市久保奨学金（令和6年度高校等修学奨学金（第8期生・第9期生））の支給決定について 【教育総務課】

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）
【教育指導課】（資料1）
- (2) 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
【教育指導課】（資料2）
- (3) 厚木市立小・中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について
【教職員課】（資料3）
- (4) 令和6年度教育指導の重点と教職員の研修方針について
【教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター】（資料4）

5 閉会

令和6年3月定例教育委員会教育長報告

令和6年2月10日（土）に開催されました2月定例会以後の主な行事等17件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 2月13日（火） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
第29回東関東アンサンブルコンテスト出場報告会
○出席者 厚木中学校吹奏楽部生徒6人、校長、吹奏楽部顧問
- 2 2月14日（水） あつぎ郷土博物館 体験学習室
第31回木原記念こども科学賞優秀賞受賞報告
○出席者 北小学校児童、保護者
- 3 2月16日（金） 厚木市立玉川小学校 校庭
せんみ凧揚げ大会
- 4 2月20日（火） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
株式会社湘南ベルマーレ 市長表敬訪問
○訪問者 代表取締役会長、運営部部长ほか
- 5 2月25日（日） 厚木市立厚木北公民館ほか
令和5年度公民館まつり
○訪問地区 2地区（厚木北、玉川）
○来館者数 玉川公民館 約1,000人（1日のみ）
- 6 2月26日（月） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
2023年度ラグビー高校日本代表メンバー 市長表敬訪問
○訪問者 選手、保護者
- 7 3月2日（土） 厚木市荻野運動公園 競技場
第12回ちびっこマラソン・駅伝競走大会
○参加者等数 マラソン 322人（親子の部の保護者72人を含む。）
駅伝 26チーム

- 8 3月 3日(日) 厚木市立依知南公民館ほか
令和5年度公民館まつり
○訪問地区 6地区(依知南、睦合南、荻野、小鮎、南毛利、相川)
○来館者数 依知南公民館 約2,000人(2日間)
睦合南公民館 約750人(2日間)
荻野公民館 上荻野分館 約360人(1日のみ)
小鮎公民館 約1,200人(2日間)
南毛利公民館 約2,000人(2日間)
相川公民館 約1,250人(2日間) 合計 約7,560人
- 9 3月 6日(水) 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和5年度厚木市教育委員会表彰式
○教育委員会感謝状被贈呈者数 個人 5人、団体 5団体
○教育長感謝状被贈呈者数 個人 1人、団体 6団体
- 10 同日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
○寄附物品 児童書 55冊
○出席者 平塚信用金庫専務理事、営業統括部地域・経営サポート課次長
- 11 3月 7日(木) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
WBCムエタイジュニア世界チャンピオン 市長表敬訪問
○訪問者 小鮎小学校児童、保護者
- 12 3月10日(日) 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ
市民体力向上推進事業 元バドミントン日本代表選手 潮田玲子氏 講演会
○参加者数 241人
- 13 3月12日(火) 厚木市立森の里中学校 体育館
令和5年度卒業証書授与式
- 14 同日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
第42回全日本バウンドテニス選手権大会出場決定選手 市長表敬訪問
○訪問者 選手3人、厚木市バウンドテニス協会会長、理事長、副理事長
- 15 3月15日(金) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A
令和5年度教育実践奨励賞贈呈式
令和5年度教育実践記録集 第50集 執筆者11人

- 16 3月18日(月) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
寄附贈呈式
- 寄附物品 黄色いワッペン 1,790枚
 - 出席者 株式会社みずほ銀行 厚木支店長
損害保険ジャパン株式会社 神奈川支店 厚木支社長
明治安田生命保険相互会社 町田支社 厚木中町営業所長、海老名東営業所長
第一生命保険株式会社 厚木支社 次席支社長
株式会社みずほ銀行 厚木・海老名支店 個人営業課職員

17 令和6年厚木市議会第2回会議(2月定例会議)

① 会議期間

2月21日(水)から3月18日(月)まで(27日間)

② 一般質問(2月29日(木)から3月4日(月)まで)

21人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は8人でした。

○石井芳隆 議員

(1) 教育行政について

ア GIGAスクールについて

(ア) 成果及び課題を受けての今後の取組は。

○高村真和 議員

(1) 教育行政について

ア 市立小・中学校の学区について

(ア) 現状と課題は。

(イ) 今後の対策は。

○岩崎一弥 議員

(1) 教育行政について

ア GIGAスクール構想について

(ア) 本市の取組の状況は。

(イ) 課題は。

○田口孝男 議員

(1) 市政一般について

ア スポーツの聖地計画について

(ア) 今後の取組は。

○高田浩 議員

(1) 教科書採択について

ア 透明化について

(ア) 進展を問う。

○津森英里花 議員

(1) 教育行政について

ア 有機給食について

(ア) 今後の取組は。

○望月真実 議員

(1) 教育行政について

ア 教職員の働き方改革について

(ア) 現状の状況と課題は。

(イ) 児童・生徒と向き合った結果の成果と課題は。

イ 架け橋プログラムについて

(ア) 幼保小の連携強化への方策は。

(イ) 今後の展開への見解は。

○瀧口慎太郎 議員

(1) 市政一般について

ア 南毛利スポーツセンターのグラウンドのり面整備について

(ア) 進捗は。

③ 総務企画常任委員会（3月6日（水））

○議案第16号 厚木市特別会計条例の一部を改正する条例について【可決すべきもの】

④ 予算決算常任委員会 環境教育分科会（3月8日（金））

○議案第6号 令和5年度厚木市一般会計補正予算（第7号）

○議案第20号 令和6年度厚木市一般会計予算

○議案第21号 令和6年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算

○議案第25号 令和6年度厚木市学校給食事業特別会計予算

⑤ 予算決算常任委員会（3月15日（金））

○議案第6号 令和5年度厚木市一般会計補正予算（第7号）【可決すべきもの】

○議案第20号 令和6年度厚木市一般会計予算【可決すべきもの】

○議案第21号 令和6年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算【可決すべきもの】

○議案第25号 令和6年度厚木市学校給食事業特別会計予算【可決すべきもの】

⑥ 本会議（3月18日（月））

○議案第6号 令和5年度厚木市一般会計補正予算（第7号）【可決】

○議案第16号 厚木市特別会計条例の一部を改正する条例について【可決】

○議案第20号 令和6年度厚木市一般会計予算【可決】

○議案第21号 令和6年度厚木市公共用地取得事業特別会計予算【可決】

○議案第25号 令和6年度厚木市学校給食事業特別会計予算【可決】

議案第12号

厚木市学校教育情報化推進計画について

厚木市学校教育情報化推進計画を別紙のとおり定める。

令和6年3月19日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

I C Tを活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すことができるよう、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を示すものとして、厚木市学校教育情報化推進計画を定める。

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が公布・施行され、各自治体において学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進することが努力義務とされました。「厚木市学校教育情報化推進計画」は、国の関係法令や本市の関係計画等を踏まえ、ICTを活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すことができるよう、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を示すものになります。

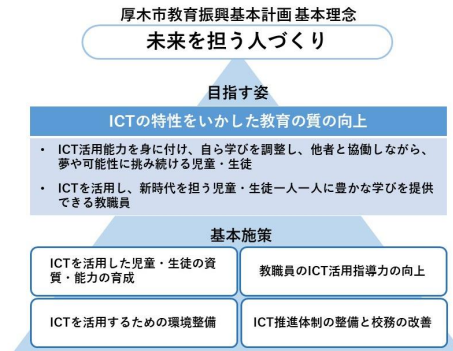
1 計画について

- （1）計画の位置付け
第10次厚木市総合計画の個別計画である厚木市情報化推進計画及び厚木市教育振興基本計画の実施計画として位置付けます。
- （2）計画期間
令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の対象期間とします。

2 基本的な考え方

- （1）厚木市教育振興基本計画の基本理念「未来を担う人づくり」につながるよう、学校教育情報化を推進します。
- （2）Society5.0時代の到来を見据え、本計画の目標を「ICTの特性をいかした教育の質の向上」とします。また、目標の実現に向け、「ICT活用能力を身に付け、自ら学びを調整し、他者と協働しながら、夢や可能性に挑み続ける児童・生徒」、「ICTを活用し、新時代を担う児童・生徒一人一人に豊かな学びを提供できる教職員」を目指します。
- （3）計画達成のため4つの基本施策を実施します。

- 基本施策①
ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成
- 基本施策②
教職員のICT活用指導力の向上
- 基本施策③
ICTを活用するための環境の整備
- 基本施策④
ICT推進体制の整備と校務の改善
- その他
学校の建て替えに伴うICT環境整備



3 現状と課題

- （1）ICT機器の整備
本市では、従前から教職員用パソコンや児童・生徒用タブレットの整備など、学校教育情報化の推進を図っています。新型コロナウイルス感染症拡大時におけるGIGAスクール構想にも着実に対応し、令和3年度から児童・生徒1人1台端末の運用を開始するなど、令和4年度の国の学校教育情報化に関する実態調査では、主な整備指標を概ね達成しているところです。一方で、平成30年度に導入した教職員用の各種システムは耐用年数の経過や保守期限の到来を控えており、計画的にシステム等の更改を実施していく必要があります。

- （2）ICT機器の利用実態

GIGAスクール端末の運用開始以降、児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施し、ICT機器利用の効果や課題の把握に努めています。端末利用のモチベーションやスキルは増加傾向であり、ICTを効果的に活用する意識が定着しつつあります。一方で、個人のICT活用スキルの差が大きい等の課題が顕在化してきています。個人の意識やスキルの差が教育活動の差とならないよう、継続的に研修や事例紹介を実施し、フォローを行っていく必要があります。

4 施策の方向性

（1）基本施策1：ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

- 基本的な考え方
小・中学校の9年間継続した学びと、これからの社会を生きていくために必要な情報活用能力を育成します。発達段階に応じて機器の操作方法を習得しつつ、ICT機器の特性をいかした主体的・対話的で深い学びにより、思考力・判断力・表現力等を身に付けます。
- 取組内容
利用者アンケート実施、操作方法指導、プログラミング教育、ICT活用能力チェック表、遠隔授業、学びの蓄積、情報モラル教育、不登校等支援、他

（2）基本施策2：教職員のICT活用指導力の向上

- 基本的な考え方
ICTを活用した効果的な学習を進めるためには教職員一人一人の活用スキルと指導力の向上が不可欠です。教職員間のICT活用スキルに差が生じないように、継続的に基礎研修を実施します。また、「児童・生徒が主体的にICT機器を選択し学習できるよう指導する力」を教職員が持てるよう事例共有や協働体制の推進を図ります。
- 取組内容
端末利活用研修、モデル授業、ICT活用能力チェック表、実践事例とアーカイブ、情報セキュリティ研修、GIGAステップアップ支援員派遣、他

（3）基本施策3：ICTを活用するための環境の整備

- 基本的な考え方
学校教育情報化の基盤となるICT機器・ネットワーク環境の整備を行うものとし、日常的に効果的かつ安全にICT機器を利用できるよう整備を進めます。
- 取組内容
端末維持管理、教育情報ネットワーク再構築、授業目的公衆送信保証金制度、大型提示装置導入、教育DX推進、デジタル教材整備、電子図書利活用、著作権指導、生成AIの調査研究、他

（4）基本施策4：ICT推進体制の整備と校務の改善

- 基本的な考え方
ICT利活用による校務の負担軽減を図ります。教職員の長時間労働を削減することで、児童・生徒と直接関わる時間を確保する等学校全体の指導力向上につながります。
- 取組内容
連絡・検討体制の整備、校務支援システム更改、保護者連絡ツール導入

（5）その他：学校の建て替えに伴うICT環境整備

市立小・中学校施設整備指針に基づき令和7年度以降に順次予定されている各校校舎の建て替えに当たり、仮設校舎利用期間においても従来どおりICT環境を利用できるようネットワーク環境の移設を行います。

5 計画の進行管理と評価

本計画の推進の成果を測るため、評価指標を設定し、教育委員会関係各課等業務主管課が評価を行います。

- 主な評価指標
 - ・ GIGAスクール端末を週3回以上利用する割合
 - ・ ICTを活用した指導力があると感じる割合
 - ・ 教育情報ネットワークの再構築（業務進捗率）
 - ・ ICT利活用の取組や課題が共有されていると思う割合

(案)

厚木市学校教育情報化推進計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年 月

厚木市教育委員会

目 次

1 計画について	P.1
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
2 学校教育の情報化を取り巻く状況	P.2
3 基本的な考え方	P.4
4 本市の学校教育情報化の現状と課題	P.6
5 施策の方向性	P.13
基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成	
基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上	
基本施策3 ICTを活用するための環境の整備	
基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善	
その他 学校の建て替えに伴うICT環境整備	
6 各施策の実施計画【非公開】	P.26
7 計画の進行管理と評価	P.26

1 計画について

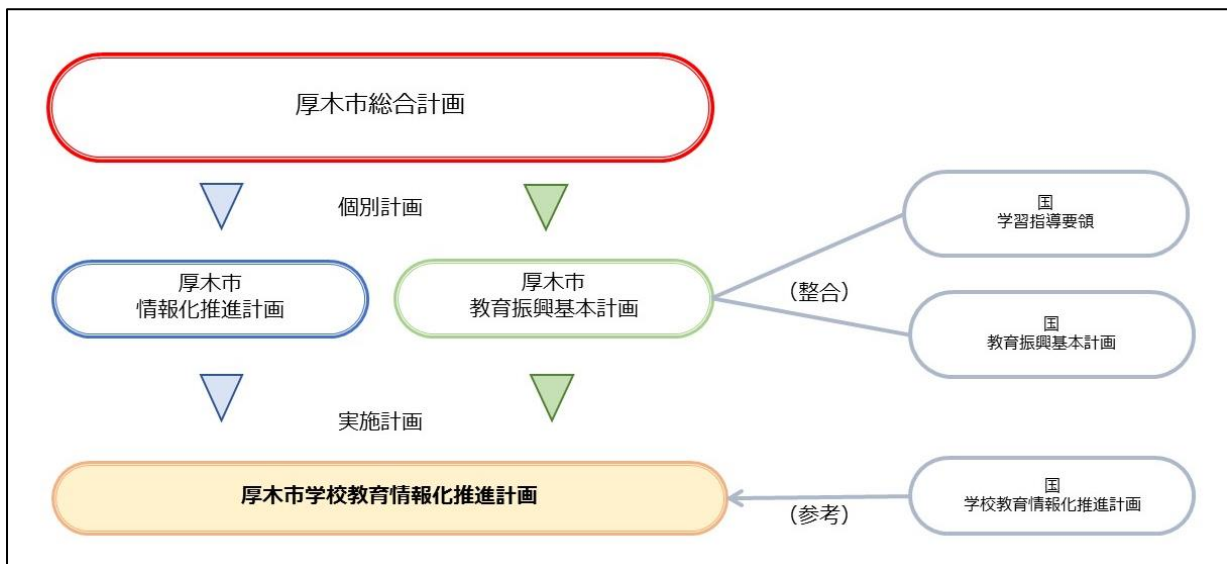
(1) 策定の趣旨

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が公布・施行され、各自治体において学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進することが努力義務とされました。

「厚木市学校教育情報化推進計画」（以下「本計画」という。）は、国の関係法令や本市の関係計画等を踏まえ、ICTを活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すことができるよう、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を取りまとめるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の個別計画である「厚木市情報化推進計画」及び「厚木市教育振興基本計画」の実施計画として位置付け、策定します。また、本計画の構成は、国の「学校教育情報化推進計画」を参考としています。



(3) 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象とします。

2 学校教育の情報化を取り巻く状況

学校教育の情報化に関する国の動向（主なもの）は次のとおりです。

(1) 学習指導要領

平成29年3月に小・中学校を対象とした新学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されています。

新学習指導要領の総則において、「情報活用能力」は「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられています。また、同総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮すること」と明記されています。

(2) 学校教育の情報化の推進に関する法律

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、情報通信技術の活用により、全ての児童・生徒が効果的に教育を受けることができる環境の整備を図ることを目的としています。基本理念や国・地方自治体の責務を明らかにするとともに、国・地方自治体の学校情報推進計画の策定、基本的施策等について定められています。

(3) G I G A スクール構想

G I G A スクール構想は、「児童・生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」として、令和元年12月に文部科学省から発表されました。

G I G A スクール構想は、当初、令和元年度から5年間かけて段階的に環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大幅にス

ケジュールを前倒しして実施されました。令和3年3月末には全国ほぼ全ての小・中学校で児童・生徒1人1台端末の導入が完了しています。

(4) 教育DX^(注1)

令和2年12月に文部科学省から「デジタル化推進プラン」が発表されました。小・中学校を対象としたプランでは、「GIGAスクール構想による1人1台端末の活用をはじめとした学校教育の充実」が主軸となっており、ICT端末の安全・安心な活用の促進、通信ネットワーク環境の整備、学校のデジタル化・クラウド化の推進、学習者用デジタル教科書の普及促進、オンライン教育の推進、教職員のICT活用能力の向上、ICT支援員による支援等について言及されています。

また、令和4年1月には、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省の連名で「教育データ利活用ロードマップ」が発表されました。ロードマップでは、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」がミッションとして掲げられ、デジタルを手段とする学習者主体の教育への転換や、教職員が子どもたちと向き合える環境を整えるための論点や工程表が示されています。

(5) 学校教育情報化推進計画

令和4年12月に文部科学省から発表された「学校教育情報化推進計画」は、国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、各自治体の計画策定に当たり参考となるものとして、次の観点で基本方針が示されています。

- ① ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

^(注1) 教育デジタル・トランスフォーメーションの略称。教育において最新のデジタルテクノロジーを活用し、教育の手法や教職員の業務を変革させること。

3 基本的な考え方

厚木市教育振興基本計画が掲げる基本理念「未来を担う人づくり」につながるよう、本市における学校教育の情報化を推進するための取組を行います。

Society5.0^(注2)時代の到来を見据え、ICTの特性を理解して活用できる力を身に付け、変化する社会を主体的に生き抜く子どもを育てることを目指し、本計画の目標は「ICTの特性をいかした教育の質の向上」とします。

また、その目標の実現に向けた児童・生徒及び教職員の姿として、それぞれ、「ICT活用能力を身に付け、自ら学びを調整し、他者と協働しながら、夢や可能性に挑み続ける児童・生徒」、「ICTを活用し、新時代を担う児童・生徒一人一人に豊かな学びを提供できる教職員」を目指します。

さらに、本計画の目標を達成するための具体的な施策として次の4点を基本施策とします。

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上

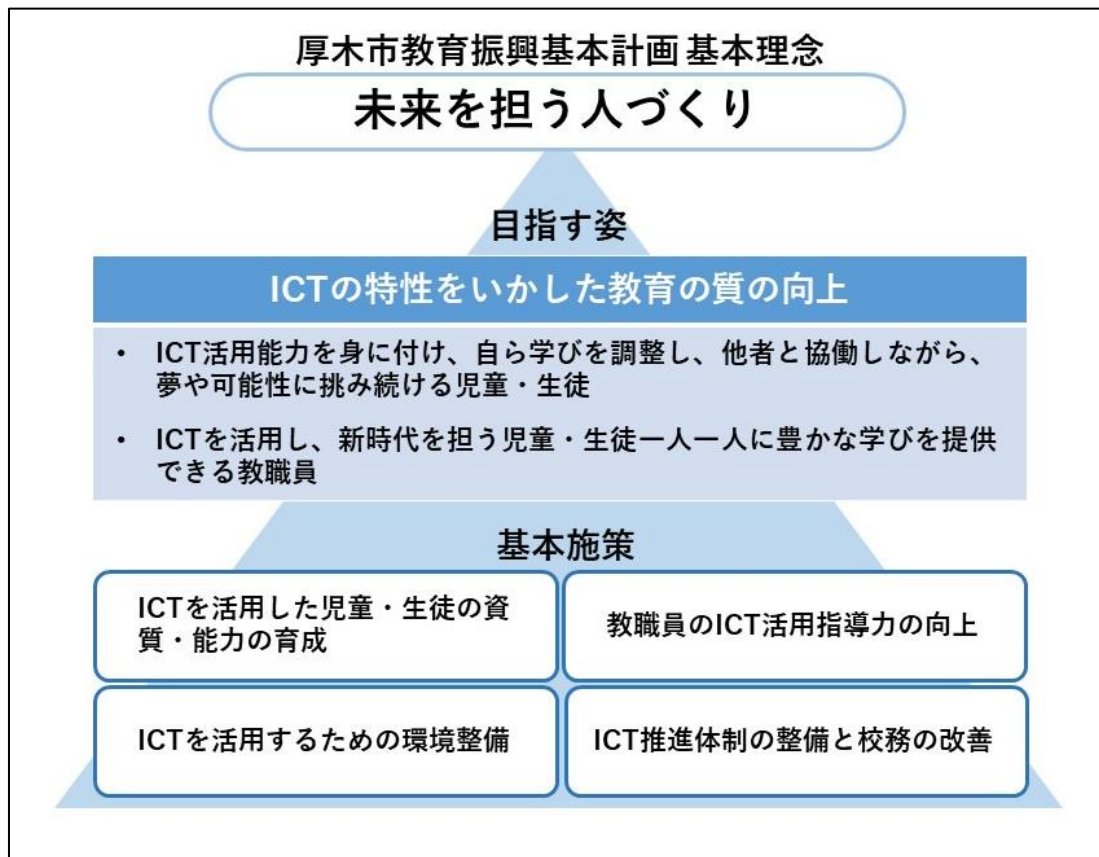
基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

なお、上記4点の基本施策のほかに、「市立小・中学校施設整備指針」に基づく校舎等の建て替えに当たり、校舎等建て替え工事期間においても継続的にICT環境を利用できるよう**学校の建て替えに伴うICT環境の整備**を実施します。

^(注2) 内閣府が提唱する日本が目指すべき新しい社会のコンセプト。サイバー空間(仮想空間)と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

厚木市学校教育情報化推進計画 基本的な考え方



4 本市の学校教育情報化の現状と課題

本市では、従前から、教職員用パソコンの整備、校内LAN整備、各小・中学校に1クラス分の児童・生徒用タブレット端末の配備等、学校教育の情報化の推進を図ってきたところです。近年では、平成29年に文部科学省から発表された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従い、平成30年度に校務系情報と学習系情報を明確に区分するネットワーク分離環境を整備するとともに教職員の校務負担軽減を目的とした統合型校務支援システムの導入を行いました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による、オンラインでの教育機会充実の必要性が増したことを受け、文部科学省が提唱した「GIGAスクール構想」への対応を着実に実施し、令和3年度当初から児童・生徒1人1台端末の運用を開始しています。

令和5年10月に文部科学省から公表された「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」における主な指標に対する整備状況の結果は、次表のとおりとなっており、全国平均及び神奈川県の前年値と比べおおむね同等の割合を達成しているところです。【図表1】

【図表1】 令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(抜粋)

指標	厚木市	神奈川県	全国
教育用PC1台当たりの児童・生徒数	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN整備率	98.9%	97.6%	97.8%
インターネット接続率(100Mbps以上)	100.0%	99.9%	98.0%
普通教室の大型提示装置整備率	87.3%	87.2%	88.6%
教員の校務用PC整備率	117.7%	122.8%	126.7%
統合型校務支援システム整備率	100.0%	93.4%	86.8%

一方で、平成30年度以降に相次いで導入したネットワーク分離環境のためのシステムサーバや端末等は、今後一斉に耐用年数の経過や保守期限の到来を控えており、途切れることなく学校教育の情報化を推進していくためには、計画的にシ

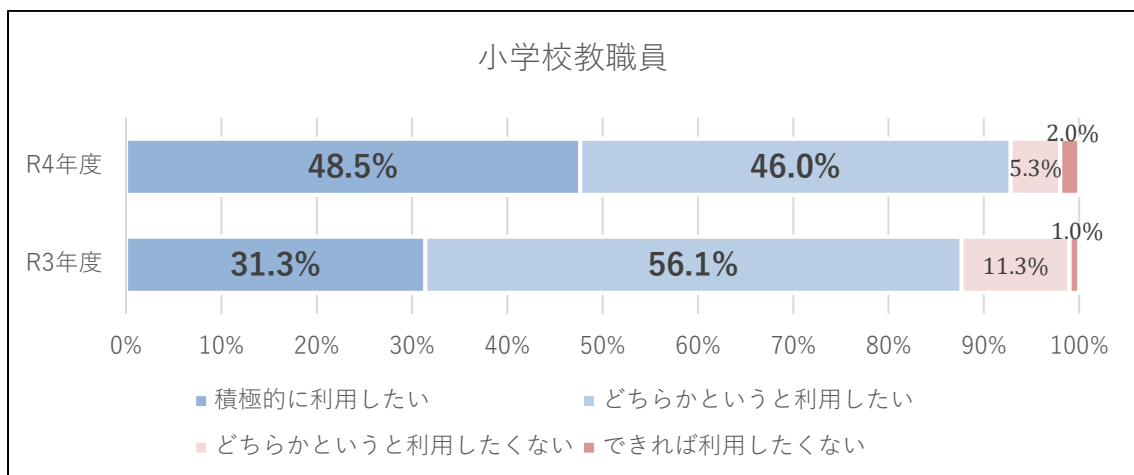
システム等の更改を実施していく必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延^{まんえん}を経て、令和3年5月に文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、従来のネットワーク分離型から、「ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提とした構成」が推奨されるようになりました。これは、クラウドサービスの利用を前提としたものであり、本市においても、教職員の働き方改革に寄与できるよう、機器の更新に当たっては利用環境を一新する新たな取組が必要となっています。

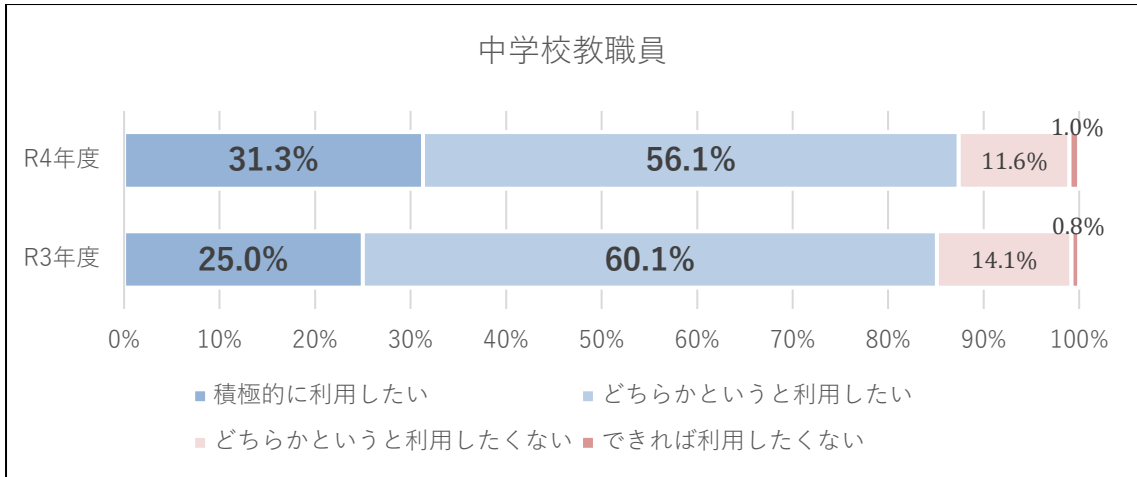
また、G I G Aスクール端末の利用環境について、令和2年度末に普通教室及び特別教室における校内Wi-Fi環境は完備したものの、少人数教室や校庭など学校全体ではWi-Fi接続ができないエリアが残存しています。文部科学省が提示する指標対象ではありませんが、幅広い教育活動におけるICT利活用を推進するため、これらの環境整備についても検討が必要です。

各小・中学校のICT機器の利用実態は、G I G Aスクール端末の運用を開始した令和3年度以降、児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施し、効果や課題の把握に努めているところです。教職員アンケートの結果では、端末利用のモチベーションやスキル、授業で端末を利用する頻度は軒並み増加傾向となっており、様々な教育活動の中でICTを効果的に活用しようとする意識が高まっていると判断できます。【図表2】 【図表3】 【図表4】

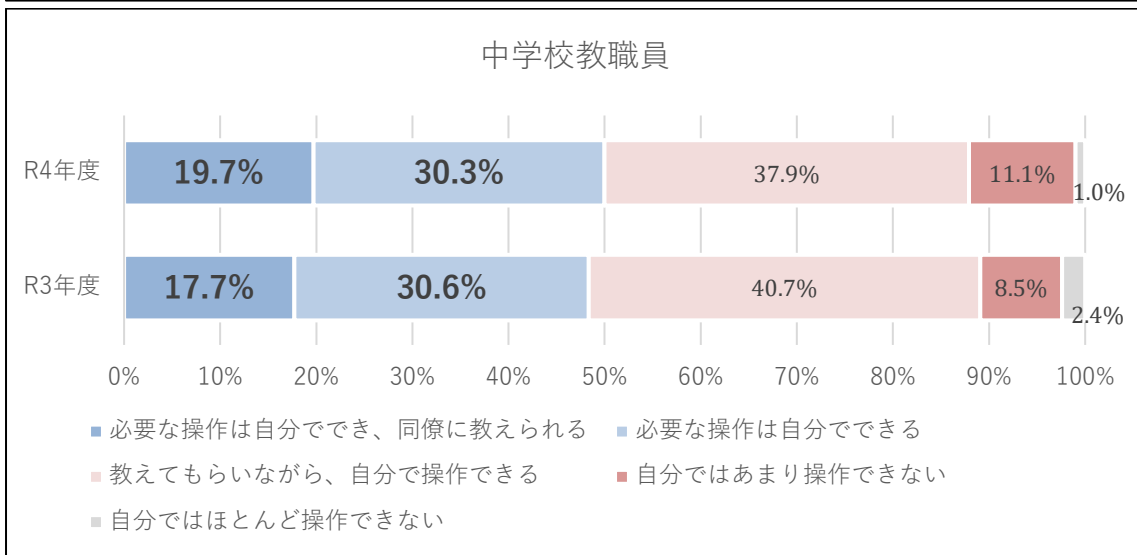
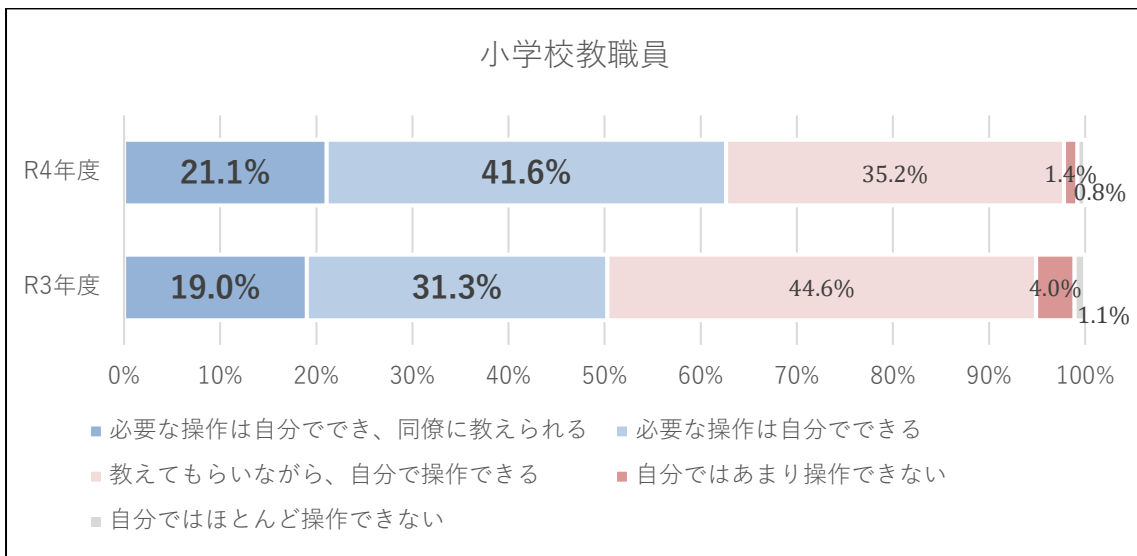
令和4年度G I G Aスクール端末利用に関するアンケート（教職員）（抜粋）

【図表2】 Q.自身のG I G Aスクール端末利用のモチベーション

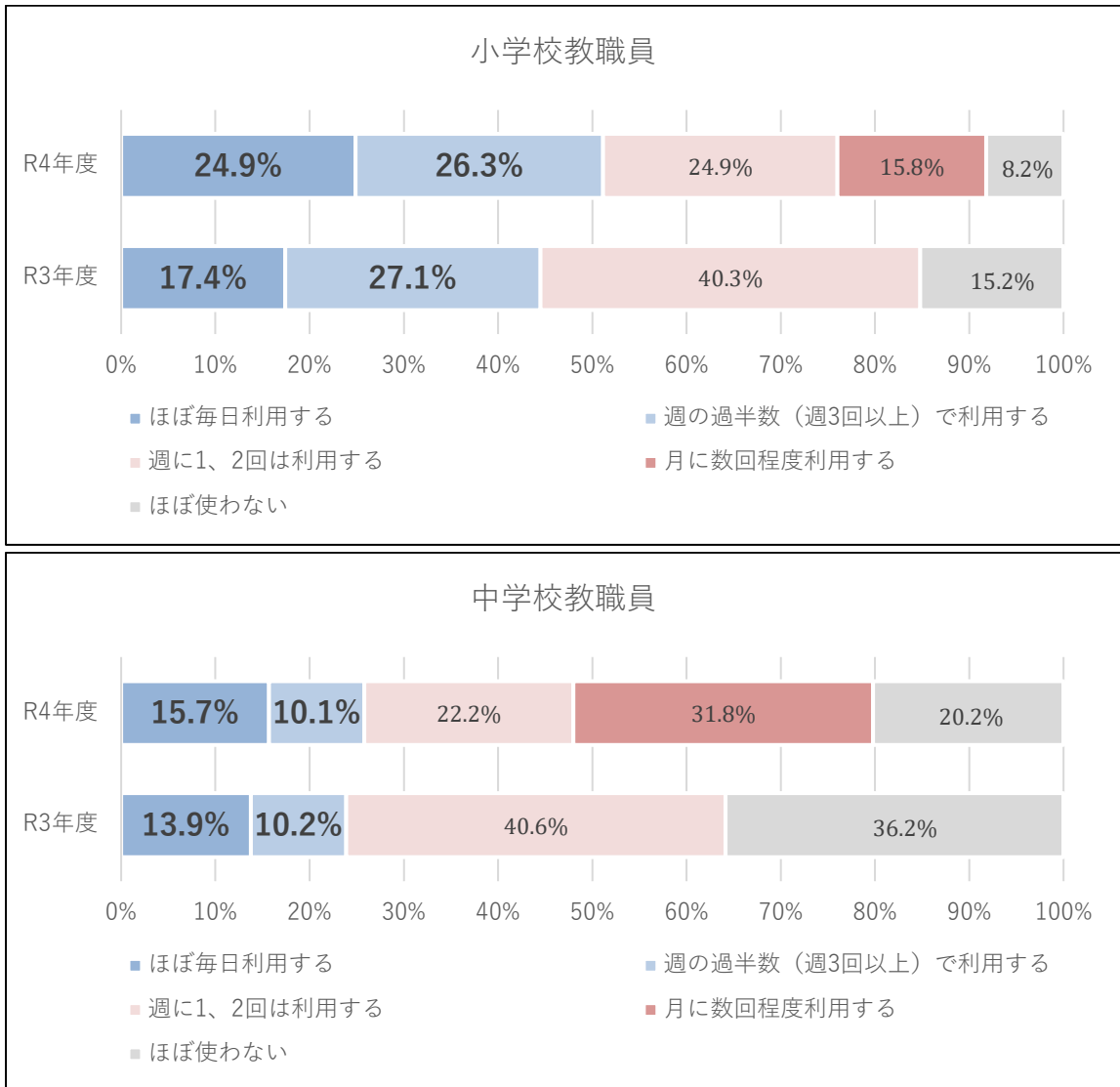




【図表3】 Q.自身のG I G Aスクール端末利用スキル

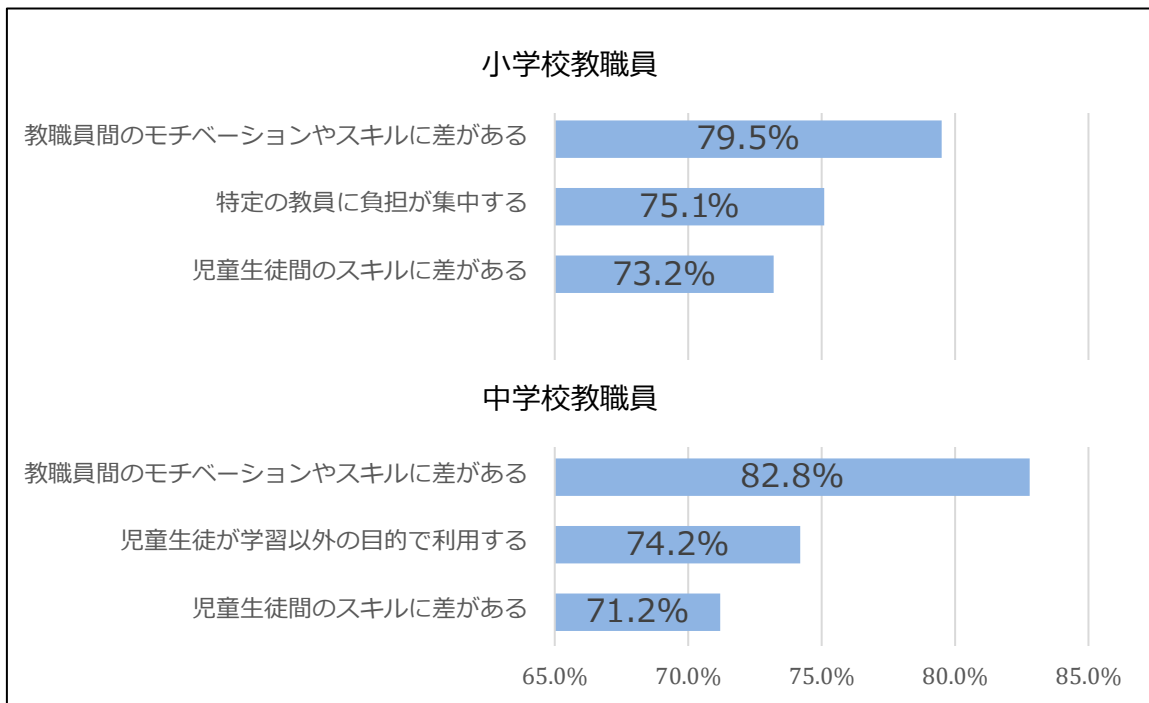


【図表4】 Q.授業でのG I G Aスクール端末利用頻度



一方で、端末活用上の課題を問う設問では、小・中学校ともに「教職員間のモチベーションやスキルに差がある」が最も高い値となりました。ICT活用に対する教職員個人の意識の差が教育活動の質の差とならないよう、継続的に操作研修や事例紹介等を実施し、苦手意識を持つ教職員のフォローを行っていく必要があります。【図表5】

【図表5】Q.G I G Aスクール端末利用上の課題（R4年度上位3位まで）

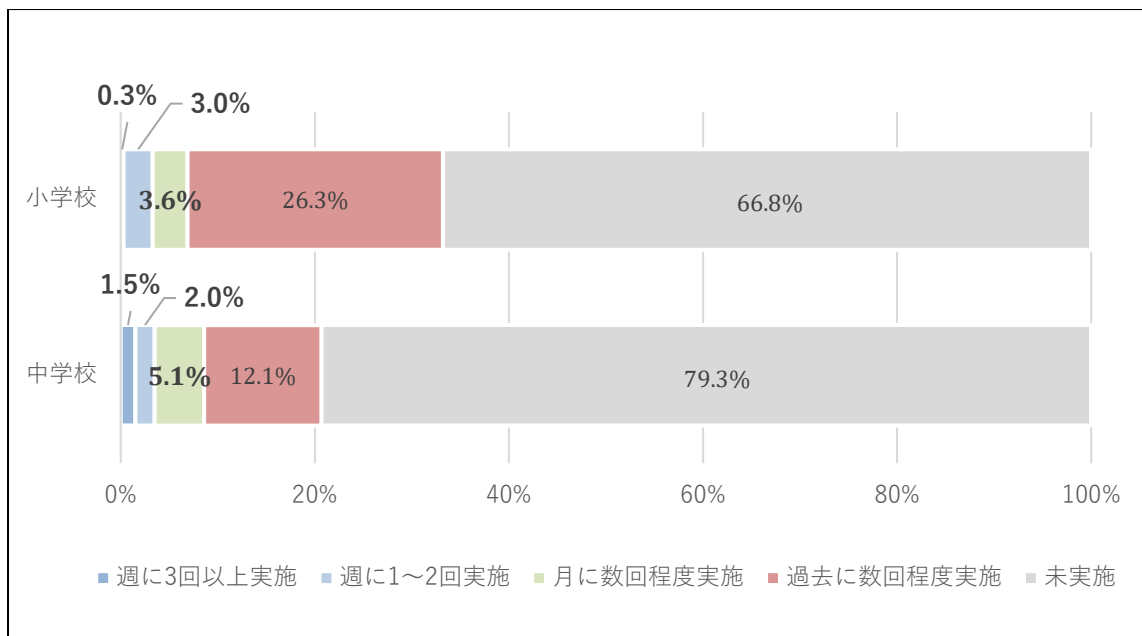


G I G Aスクール端末の家庭への持ち帰りは、一定の頻度（月に数回程度～週3回以上）で実施している割合は小・中学校ともに10%未満であり、大多数が持ち帰りを実施していないのが現状です。【図表6】

「端末を家庭へ持ち帰らせた際の課題の出し方がイメージできない」等の声があることから、今後、活用事例の周知を交えながら積極的に持ち帰りを推進していく必要があります。

また、端末の持ち帰りに関しては、学習活動以外に、児童・生徒の心や体調の状況把握やSOSを発信できるツールとしての役割も期待されているところであり、先進自治体の活用事例等を注視し、本市の実態に合わせた活用方法を検討する必要があります。

【図表6】 Q.G I G Aスクール端末持ち帰りの実績



I C T機器導入当初の普及期においては、まずは利用してみるという姿勢が重要ですが、今後一歩進んで活用期に入っていく段階では、児童・生徒の資質・能力の育成のためのI C T利活用方法を検討する必要があります。I C Tの特性を捉え、I C Tの利用が効果的な場面や内容はどのようなものか、逆にI C Tから離れて行うべき学習活動はどのようなものかを整理し、I C Tを活

用した学習方法と従来の学習方法のそれぞれの強みをいかした授業づくりの在り方等について継続的に研究していく必要があります。

以上の点を踏まえ、児童・生徒一人一人が資質・能力を最大限に伸ばすことができる環境づくり、教職員が指導力を発揮できる環境づくり、またその土台となるICT環境整備を継続的に推進していくための具体的な施策を計画します。

5 施策の方向性

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

(1) 基本的な考え方

小学校1年生から中学校3年生まで一貫して同じ端末・同じアプリケーションを利用することで、9年間継続した学びと、これからの社会を生きていくために必要な情報活用能力を育成します。

この過程において、発達の段階に応じたICT機器の操作方法を確実に習得するとともに、ICT機器の特性をいかした主体的・対話的で深い学びを実践し、思考力・判断力・表現力等を身に付ける必要があります。

また、インターネットを利用することの特徴を踏まえ、ICT機器や扱う情報を正しく安全に利用できるよう情報モラル教育を推進します。

なお、児童・生徒1人1台端末の運用が全国的に始まったことに伴い、近年、デジタルシティズンシップ教育^(注3)の実践が求められており、指導方法や教材について調査研究を実施していきます。

(2) 具体的な取組内容

ア 利用者アンケートの実施

学校現場におけるICTの利活用状況、課題、経年変化等を適切に把握するため、各年度末に児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施します。

イ ICT機器操作方法の知識と技能の指導

学習初期の段階は、キーボードやタッチパネル、カメラ機能、インターネット接続等端末が持つ多くの機能に触れ、端末を利用することに親しみを持てるようにします。

^(注3) 「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力」を身に付けることを目的とした教育

その後、発達段階に応じて、キーボードによる文字入力、電子データの取扱い、インターネット検索等の基本的な知識と技能を身に付けながら、文書作成アプリケーション等を活用し自分の考えをまとめ、発表できるよう端末の活用能力を向上させます。

また、発展的な学習として、双方向通信やクラウド利用といったネットワーク環境の特性を理解しながら、一人一人が独自の視点で情報を収集・資料作成したり、他者と即座に情報共有・共同編集したりすることができるようになることを目指します。

ウ ICT機器を活用した思考力・判断力・表現力等の育成の工夫

複数の意見・考えを同時に書き込めるアプリケーションを活用し、互いの考えを視覚的に共有したり、多角的な視点に触れたりすることにより、議論を深め、思考力や表現力を養います。

また、音楽や体育の実技、国語や英語のスピーチ等の映像を記録し、課題点や改善策を自ら振り返ったり、友人と相談したりすることで、問題を発見し、課題をより良い方向に解決する資質・能力や、主体的に粘り強く自己調整する力を育みます。

エ プログラミング教育の実践

プログラミング教育の実践として、小学校においては、家電や自動車など身近に存在する多くのものにコンピュータが存在し、それらは全てプログラミングで制御されていることを理解することから始め、GIGAスクール端末でプログラミングを体験することを通じて、問題の解決には必要な手順があることを学びます。

中学校においては、技術・家庭科をはじめとする多様な科目でプログラミングを学ぶ過程で、実社会におけるコンピュータの役割や影響を理解するとともに、論理的思考力の定着を図り、問題解決に取り組む姿勢や豊かな表現力・創造力を育成します。

オ 児童・生徒ICT活用能力チェック表

児童・生徒が段階的にICT活用能力を身に付けるための目安となるICT活用能力チェック表を作成します。各学年において習得状況のチェックを実施するよう各校へ周知し、ICT活用能力の育成状況を把握します。

カ 端末持ち帰りの推進

GIGAスクール端末を家庭に持ち帰って活用することで、端末が特別なものではなく、教科書やノートと並ぶ日常的な学びのツールとして使いこなすことにつながるものと捉え、各校に活用事例やアイデアを周知・提供しながら、積極的な持ち帰りを促します。

キ ICT機器の特性をいかした遠隔授業・交流等

オンライン会議ツールを活用し、授業で学んだ内容について近隣の学校とリアルタイムで意見交換を実施したり、小・中学校間や地域住民の方と交流したりするなど新たな学びの実践を推進します。

また、本市では、教育に関する交流を図っているニュージーランドと、オンライン交流を実施しており、学校や教室といった従来の枠組みを超えて、児童・生徒が多種多様な考えや文化に触れる機会を創出します。

ク 学びの蓄積

GIGAスクール端末において最大9年間同じアカウントを利用し、クラウド環境にデータを蓄積していく過程で、過去の授業の成果物や学習の記録を振り返り、自らの成長を感じるとともに、自己の学びを客観的に捉え、次の学習に向けた予測や動機付けとなるよう自己調整できる力を育みます。

ケ 情報モラル教育

児童・生徒の発達段階（学年）に応じたGIGAスクール端末利用のルールについて指導します。

また、情報モラル教育として、情報社会において人を傷つけず自分もトラブルに巻き込まれないための知識や適切な行動について指導します。

コ 健康面への配慮

ＩＣＴ機器の長時間利用や利用時の姿勢に伴う視力への影響や、利用時間が夜間に及ぶことに伴う睡眠への影響など健康面に配慮した指導を行います。

また、授業を受ける際、適切な環境で大型提示装置や端末を利用できるように、教室内の明るさ等に留意した環境整備を進めます。

サ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、児童・生徒の心身の状況の把握や教育相談等においてＧＩＧＡスクール端末等の活用が進むよう取り組みます。

シ 特別な支援等を要する児童・生徒の端末利用

ＧＩＧＡスクール端末に標準で備わっているGoogleの補助機能（音声入力、文字拡大、翻訳等）を積極的に周知し、特別な支援を必要とする児童・生徒のＧＩＧＡスクール端末の利活用が進むよう取り組みます。

ス 不登校、病気療養等の長期欠席児童・生徒を支援するための環境整備

不登校傾向の児童・生徒の支援の場として、各校に校内教育支援教室を設置していますが、一部の学校では同教室に校内Wi-Fi設備が設置されていないため、ＧＩＧＡスクール端末を活用した支援を実施できるよう校内教育支援教室のWi-Fi設備の拡充を図ります。

また、家から出ることが難しく欠席が長期化している児童・生徒への支援として、自宅等から参加が可能となるＩＣＴやオンラインの特性をいかした学習支援及び体験活動等を推進し、支援が必要な児童・生徒が学びたいときに学べる環境を整備します。

病気、けが等により長期入院が必要な児童・生徒に対しては、保護者の同意の下、長期的にＧＩＧＡスクール端末を持ち出すことが可能となる運用を引き続き実施します。

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上

(1) 基本的な考え方

児童・生徒がICTを活用した効果的な学習を進めるためには、教職員一人一人のICT活用スキルと指導力の向上が不可欠です。しかしながら、昨今の急速なICT機器の導入に伴い、教職員間のICT活用スキル等の差は広がる傾向にあります。また、ICT機器は、児童・生徒指導や教育相談、校務の効率化等学習指導以外の場面でも活用が求められるようになってきています。

そのような状況を受け、教職員間のICT活用スキル等の差の解消・縮小に向けた取組を視野に入れながら、教職員が多くの場面でICT機器を効果的に活用できるよう、活用事例を交えた研修等を実施します。

特に新採用や他市からの転入等による新規の教職員、短期の非常勤講師等新たに本市のICT環境に触れる教職員が年間を通じて多数在籍することから、学習の基盤となるPCやソフトウェア（アプリケーション）の基本操作に関する研修等は、毎年継続的に実施します。

また、教職員自身が基礎的なICTスキルを身に付けた上で、児童・生徒が学習の内容や目的に応じて主体的に適切なICTツールを選択・決定し、効果的に学習を進めることができるよう支援できる力も求められます。事例共有や協働体制の推進を図り、各小・中学校及び教育委員会を含め、市全体で指導力の向上を目指します。

(2) 具体的な取組内容

ア GIGAスクール端末利活用研修

GIGAスクール端末（Chromebook^(注4)）の基本的な利用方法については、研修動画を作成し常に視聴可能な状態としていますが、Chromebookの特性上、頻繁に機能改善などのアップデートがあり利用方法が変わることから、研修動画も随時更新していきます。

^(注4) Googleの基本ソフトを搭載したノートパソコン。インターネット接続を前提とし、起動が早く動作が軽快であることが特徴

また、新規の教職員等を対象とした基本アプリケーション（文書作成、ファイル共有、オンラインクラス運営、授業支援アプリケーション）等の基礎研修について、各メーカーの協力を得ながら毎年実施します。

さらに、職務内容に応じたICT活用の推進に向けて、管理職向け、養護教諭向け、事務職員向け等、教育活動に携わる多様な教職員への研修を実施します。

イ モデル授業

校内研究会や教科ごとの研究部会等において、ICTを活用したモデル授業を実践し、成果を発表することで全市立小・中学校の利活用向上につながります。

ウ 教職員ICT活用能力チェック表

教職員が自身のICT活用能力を客観的に測ることができるチェック表を作成し、目標設定やモチベーション向上につなげます。

エ 実践事例案内とアーカイブ化

各校で実際に行われた学習指導、教育支援、児童・生徒指導、教育相談、校務の効率化等におけるICT活用事例について、連絡会議や通信等の発行を通して共有する機会を設け、全市立小・中学校の利活用向上につなげます。

また、優れた活用事例、課題等をネットワーク上に共有データとして保存・蓄積し、各教職員が授業案を検討するとき等いつでも参照できる環境を整備します。

オ 教職員情報セキュリティ研修

GIGAスクール端末の導入によりインターネット上のサービスを日常的に利用する等、以前にも増して情報セキュリティの重要性が高まっていることを受け、教職員一人一人が情報資産の区分に応じた適切な取扱いと管理方法を習得できるよう、教職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施します。

カ G I G Aステップアップ支援員派遣

G I G Aステップアップ支援員を各校に派遣し、G I G Aスクール端末活用のための機器準備や授業補助、学習で利用する各種アプリケーションの活用方法に関する助言等を行うとともに、活用事例を共有することで全市立小・中学校の利活用向上につなげます。

基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

(1) 基本的な考え方

学校教育の情報化の基盤となるICT機器・ネットワーク環境の整備を行います。児童・生徒及び教職員の双方が、日常的に効果的かつ安全な状態でICT機器を利用できるよう整備を進めます。

(2) 具体的な取組内容

ア G I G Aスクール端末の維持管理

児童・生徒1人1台のG I G Aスクール端末は、令和2年度末に整備し令和3年4月から運用を開始しましたが、日々の授業等での利用頻度や、家庭への持ち帰りの頻度の上昇に比例し、機器の故障・破損の件数も増加傾向となっています。令和5年度現在、月平均で20台前後、年間で約240台の端末が破損等による廃棄扱いとなっており、児童・生徒1人1台体制を維持するために適切に台数管理を実施するとともに、必要に応じて予備機調達を行います。

また、令和7年度には運用5年目となり、一般的に考えられる機器の耐用年数を迎えることから、国の補助事業等を注視しながら、適切に機器更改を実施できるよう検討を進めます。

イ ネットワーク回線の維持管理

ネットワーク回線については、従来全市立小・中学校を1本に束ねた集中回線であったものを、令和2年度のGIGAスクール構想の環境整備時に1校1回線の方式に変更しています。今後デジタル教科書の利用等により、データ通信量が増大することが予想されますので、適宜、通信量の測定等を実施し、適切な通信速度で教材等を利用できるようネットワーク環境の維持に努めます。

ウ 経済的困難がある家庭への支援

全ての児童・生徒が、日常的にGIGAスクール端末を活用した家庭学習に取り組めるよう、就学援助制度等により通信費の補助の支援を行います。

エ 校外学習用モバイルWi-Fiルーターの整備

校庭等Wi-Fi電波範囲外での学習や遠足・修学旅行等校外学習の機会においてもGIGAスクール端末を活用できるよう、各校へのモバイルWi-Fiルーターの整備を進めます。

オ 教育情報ネットワーク再構築

教育情報ネットワークを構成するシステムサーバや端末の耐用年数経過に伴い、全面的な再構築を実施します。既存のシステムは、平成30年の文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従い、データセンターに個人情報等を扱うサーバを構築した閉鎖的なネットワークでの利用環境となっています。

また、個人情報等機密情報を扱う校務系端末は職員室に有線接続されているため、教室を始め校内各所で業務を行う教職員にとっては業務を行う場所が制約される状況となっています。

これに対し、次期ネットワークは、令和3年に改定された文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の趣旨を反映し、クラウドサービスの活用と言及する等、セキュリティと利便性の双方のバランスを考慮した利用環境を実現できるよう構築手法を検討します。

カ Webフィルタリングの適切な運用

児童・生徒及び教職員がインターネットに接続する際にトラブル等に巻き込まれないようWebフィルタリングソフト等を導入しており、今後も適切に閲覧制限が可能となるよう利用環境を整備していきます。

フィルタリングの強度については、過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツに接続できない状況が発生しないよう、随時、個別に設定を変更できる体制を整備します。

キ 授業目的公衆送信補償金制度の活用

ICTを活用した教育現場での著作物利用の円滑化を図るため、授業目的公衆送信補償金制度を活用します。本制度を活用することで、教職員が授業で新聞、写真、絵画等様々な著作物を利用する際、個別に著作権者の許諾を得る必要がなくなり、授業における著作物の円滑な利活用と教育の質の向上を図ることが可能となります。

ク MEXCBT^(注5)の利用環境整備

児童・生徒が、国のCBT^(注6)システム（MEXCBT）を利用する際は適切に利用できるよう、環境を整備します。

ケ 大型提示装置（電子黒板）の導入

従来、大型提示装置としてはプロジェクターの整備を進めてきましたが、利用の都度準備をすることの労力や、明るい教室内では照度が不足すること等が運用上の課題となっていました。

これに対し、令和4年度に全市立中学校に電子黒板を導入したところ、利用者アンケートにおいて「通常の黒板より見やすい、授業がわかりやすくなった」とする回答が多数を占めたことから、電子黒板導入の有効性は高いものと判断し、全市立小学校への段階的な導入に向けた検討を進めます。

(注5) 文部科学省が開発したオンライン学習システム

(注6) Computer Based Testingの略称。コンピュータを使った試験方式

コ 教育DXの推進

文部科学省では、教育DXを「電子化」、「最適化」、「新たな価値の創造」の3段階に分けて推進しています。

教育DXとは、アナログからデジタルへの単なる代替ではなく、これまでの学習の在り方を変容し、再定義することが求められているということを念頭に、第1段階である電子化の継続的かつ着実な取組を実施するとともに、第2段階である最適化を見据え、蓄積された教育データを学習指導や生活指導へ有効に活用できるよう調査・研究を進めます。

サ デジタル教材利用環境の整備

効果的な授業展開や日々の学習課題提示のため、指導者用デジタル教科書^(注7)や学習者用デジタル教科書^(注8)・デジタルドリル教材の導入を進めます。

(ア) 指導者用デジタル教科書

指導者用デジタル教科書は、採択する各教科書の出版元から提供されるデータを活用し、各教職員がGIGAスクール端末で利用できるよう整備を進めます。

(イ) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書については、文部科学省が「中央教育審議会における議論を踏まえ、当面の間は紙の教科書を併用した上で、段階的に導入することを予定する」としており、その動向を注視し、対応を進めます。

(ウ) デジタルドリル教材

児童・生徒一人一人の学習状況や進捗状況の把握を行うことが容易になることや、自学自習の時間、端末持ち帰り時等の補充的・発展的な学習に活用することができるため、デジタルドリル教材の利用環境を整備します。

^(注7) 教職員が提示用に利用する教材。動画やアニメーション等を活用して解説することができる。

^(注8) 児童・生徒が個々の端末で教科書の誌面を見る教材

シ 電子図書の利活用

市立中央図書館の利用者カードを児童・生徒に配布することにより、厚木電子図書館サービスで提供している電子図書をG I G Aスクール端末で閲覧できる環境をいかし、児童・生徒の日々の読書活動の推進を図ります。

ス 厚木市教育情報セキュリティポリシーの策定

学校現場に特化したセキュリティ対策を定めるものとして、厚木市教育情報セキュリティポリシーを策定しており、適切に運用が図られるよう教職員に対する周知、研修等を実施します。

また、定めたセキュリティ対策について、定期的に見直しを実施します。

セ 児童・生徒に対する著作権の指導

児童・生徒が著作権に関する知識を身に付け、著作物やその著作者の創作行為に対して敬意を払うことができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

ソ 生成A I^(注9)の利活用に向けた調査研究

急速に広まりつつある生成A Iの技術は、日常生活で利用する多くのツールに浸透しており、教育の場においても今後の利活用が期待されています。

文部科学省が公表している「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を参照し、生成A Iの利点と欠点や特性を正確に把握し、効果的に学習の場面で活用していけるよう調査研究を進め、ガイドライン策定や段階的な利用について検討します。

^(注9) 大量のデータを学習し、新たな文章などを生成する人工知能の一種。テキスト生成AIでは人間同士の会話のような回答が可能。業務効率化などに大きなメリットが期待できる反面、誤情報や著作権侵害等のリスクがある。

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

(1) 基本的な考え方

ICT利活用による業務改善を目指します。学校における校務の負担軽減を図り、教職員の長時間労働を削減することで、児童・生徒と直接関わる時間や授業準備等、授業の質を向上させるための時間を増やし、学校全体の指導力の向上につなげます。

(2) 具体的な取組内容

ア 連絡・検討体制の整備

市内先進校の事例紹介や新たな課題を検討するための横断的な会議体を組織し、全市立小・中学校におけるICT利活用を進めます。

(ア) 各校情報担当者連絡会

ICT利活用の取組状況や課題検討のため、各校担当者による横断的な連絡会を組織し、情報共有を行います。

(イ) 情報化推進連絡会

教育委員会関係各課の課長職・担当職員で組織し、教育情報化に関する取組内容の共有や課題の検討を行います。

(ウ) GIGAステップアップ支援員連絡会

各校へ派遣されるGIGAステップアップ支援員から現場レベルでの活用状況や課題を聴取し、得られた情報を事例紹介や課題解決策として学校へ還元することにより、全市立小・中学校における利活用につなげるため、教育委員会関係各課の担当者とGIGAステップアップ支援員による連絡会を組織し、情報共有を行います。

イ 校務支援システムの更改

全国的に導入が推奨されている統合型校務支援システムは、既に平成30年度に導入済みですが、現行システムの利用契約期間満了を機に、機能と利便性を向上させた、より良いシステムの導入を目指しシステム更改業務を実施します。

システム更改に当たっては、最新システム動向の調査研究、現行システム利用における成果と課題を整理し、評価項目・評価方法の検討等を重ね、最善のシステムを導入できるよう取組を進めます。

ウ 保護者連絡ツールの導入

児童・生徒の出欠連絡対応や保護者向け通知の印刷・配布など教職員が日々の定型業務に要する労力を削減することを目的とし、デジタル処理が可能となる保護者連絡ツールを導入します。

その他 学校の建て替えに伴うICT環境整備

(1) 基本的な考え方

「市立小・中学校施設整備指針」に基づき、令和7年度以降に各校において、老朽化した校舎の建て替えを順次実施することが計画されています。校舎の建て替え期間中は敷地内仮設校舎へ教室の移転が予定されていますが、仮設校舎利用期間においても途切れることなくICT環境を利用できるようネットワーク環境の移設を実施します。

(2) 具体的な取組内容

除却対象となる校舎に敷設・設置されているネットワーク配線や機器を仮設校舎に移設し、児童・生徒及び教職員が、従来と同様に各種端末を利用できるよう環境を整備します。

6 各施策の実施計画

計画期間における各施策の実施計画は、別表（非公開）のとおりです。

7 計画の進行管理と評価

本計画の推進の成果を測るため、次のとおり評価指標と目標値を設定し、教育委員会等各業務の主管課が各年度に評価を実施します。

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成			
評価指標		目標値	
①	GIGAスクール端末の利用割合 (週3回以上利用する割合)	令和6年度	50%
		令和7年度	60%
		令和8年度	70%
②	GIGAスクール端末のスキル (自分で調べたことや考えをまとめて発表できると感じる割合※小学校5年生以上対象)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上			
評価指標		目標値	
①	ICTを活用した授業の実施割合 (週3回以上実施する割合)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%
②	ICTを活用した指導技術 (ICTを活用した指導力があると感じる割合)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%

基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

評価指標		目標値	
①	デジタルドリル教材等の環境整備	令和6年度	100%
		令和7年度	100%
		令和8年度	100%
②	教育情報ネットワークの再構築 (業務進捗率)	令和6年度	50%
		令和7年度	100%
		令和8年度	-

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

評価指標		目標値	
①	ICT利活用の取組や課題が共有されていると思う割合	令和6年度	50%
		令和7年度	60%
		令和8年度	70%

議案第13号

「厚木市における小中一貫教育の在り方について」について

厚木市における小中一貫教育の在り方について、別紙のとおり定める。

令和6年3月19日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

本市の各地域の実態に合わせた小中一貫教育をより具体的に検討・実行していくため、本市における小中一貫教育の在り方を定める。

厚木市における小中一貫教育の在り方について（案） 【概要】

策定の理由




・小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施して進める教育のことです。本市では小中一貫教育について、平成18年度からモデル校の指定なども含め様々な研究を進めてきましたが、本市の今後の人口推移見込みの中での少子化傾向の予測などを踏まえ、本市の各地域の実態に合わせた小中一貫教育をより具体的に検討・実行していくこととし、そのための拠り所として、本市における小中一貫教育の在り方を示すこととしたものです。

小中一貫教育の推進について

小中一貫教育を進める学校の種類及び各特色

種類	特色
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。 
中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	小・中学校は組織上独立した形のまま、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。 
連携型小学校 連携型中学校	異なる市町村の学校同士が、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。 

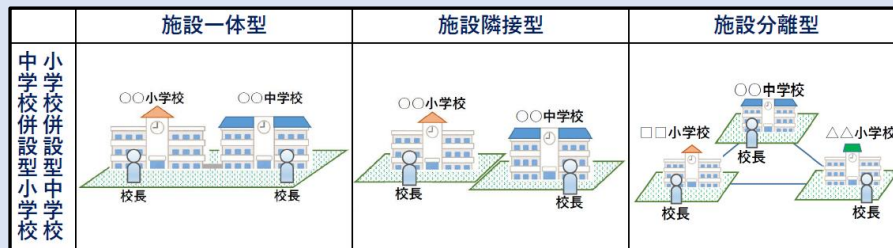
小中一貫教育の学校施設の在り方

施設一体型	施設隣接型	施設分離型
		
小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。（校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。）	小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。	小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。

本市における小中一貫教育の在り方

本市における各中学校区の現状について

中学校区にある小学校の全ての児童が区域内の中学校に進学する場合と、中学校区にある小学校のうち、一つ以上の小学校の児童が隣接する二つの中学校区に分かれて進学する場合があります。各学校の立地も様々です。これら各中学校区の現状を踏まえ、本市が小中一貫教育を進める際の学校の在り方としては、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を基本として考えています。
(施設の形態については、各中学校区における少子化の見通しと学校規模の適正化の観点及び校舎等の建替計画を踏まえ、個別に検討するものとします。)



本市における小中一貫教育について

小中一貫教育の取組を推進するにあたり、中学校区ごとに「小中一貫教育推進計画」を策定します。中学校区ごとの「小中一貫教育推進計画」を策定する際には、次の項目に留意して策定するものとします。

ア 教育課程の編成について

- (ア) 小・中学校間の授業の乗り入れ
- (イ) 9年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方
- (ウ) 異年齢交流の充実
- (エ) 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方

イ 特別支援教育の一体化について

ウ インクルーシブ教育の一体化について

エ 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について

オ ICTの活用について

カ 地域連携・協働について

- (ア) 学校運営協議会の在り方
- (イ) 地域学校協働活動の在り方

今後の流れ

周知・検討

実践・整理・共有

計画策定・実施

点検・修正

教育委員会 「厚木市における小中一貫教育の在り方」の周知 → 各中学校区の検討状況及び活動実践状況の把握・助言、各中学校区の取組を相互周知・活動内容を共有 → 「小中一貫教育推進計画」の円滑な実施に向けた支援
学校 現状分析と課題抽出、9年間を見通した教育課程の検討 → 小・中学校合同の教育活動の試行、課題の整理 → 中学校区単位で9年間を見通した教育課程を編成 → 必要に応じた計画の見直し、修正及び実行
学校・家庭・地域 保護者や地域の意見も取り入れながら中学校区ごとの「小中一貫教育推進計画」を策定 → 計画の実効性について保護者・地域と共に適宜点検

厚木市における小中一貫教育の在り方について

【案】

令和6年4月

厚木市教育委員会

目次

- 1 「厚木市における小中一貫教育の在り方」について
- 2 小中一貫教育の推進について
 - (1) 小中一貫教育を進める学校の種類及び各特色について
 - (2) 小中一貫教育の学校施設の在り方について
 - (3) 小中一貫教育の推進により目指す成果について
 - (4) 小中一貫教育の推進により見込まれる効果について
- 3 本市における小中一貫教育の在り方
 - (1) 本市における各中学校区の現状について
 - (2) 本市における小中一貫教育を進める学校の在り方について
 - (3) 本市における小中一貫教育について
 - ア 教育課程の編成について
 - イ 特別支援教育の一体化について
 - ウ インクルーシブ教育の一体化について
 - エ 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について
 - オ ICTの活用について
 - カ 地域連携・協働について
- 4 今後の流れ

1 「厚木市における小中一貫教育の在り方」について

小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施して進める教育のことです。


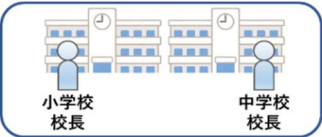

小中一貫教育については、本市においても、平成18年度から、モデル校の指定なども含め、様々な研究を進めてきましたが、本市の今後の人口推移見込みの中での地域・学区ごとの少子化傾向の予測などの状況や、令和3年1月に中央教育審議会から文部科学省に対して出された答申※¹の中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」が示されたことなどを踏まえ、地域の実態に合わせた小中一貫教育を、時期や形態についてより具体的に検討し、実行していくことが必要であることから、その拠り所として、本市における小中一貫教育の在り方を示すこととしたものです。

※1 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」令和3年1月

2 小中一貫教育の推進について

(1) 小中一貫教育を進める学校の種類及び各特色について

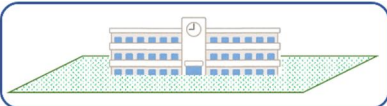

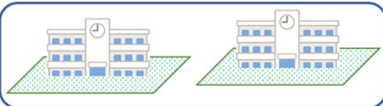
小中一貫教育を進める学校の種類については、制度上の位置付けから3つに分けることができ、それぞれ次のような特色があります。

種類	特色	設置の根拠となる法令
義務教育学校 	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第5章の2 第1節 第79条の2
中学校併設型小学校 ／小学校併設型中学校 	組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第5章の2 第2節 第79条の9
連携型小学校／連携型中学校  ※異なる設置者	小・中学校の一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が、当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成・実施する。	学校教育法施行規則 第4章 小学校 第5章 中学校

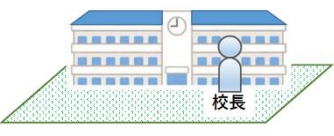


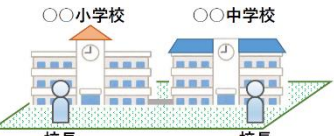
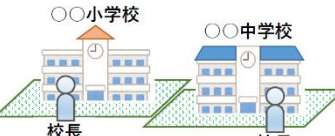
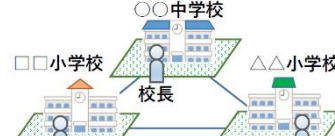
(2) 小中一貫教育の学校施設の在り方について

文部科学省が作成した手引^{※2}では、小中一貫教育の学校施設として、次のような施設形態について、メリット・デメリットや運用の工夫などが示されています。

※2 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月26日

施設一体型	施設隣接型	施設分離型
<p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。 (校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)</p> 	<p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。</p> 	<p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。</p> 
<p>○施設一体型／施設隣接型のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ同一の空間において、発達段階を踏まえた9年間を見通した環境づくりができる。 ・小・中学校教員相互の乗り入れ授業や小学校の教科担任制を柔軟に行いやすい。 ・異年齢間交流や職員交流、地域人材の共用を行いやすい。 ・中1ギャップの軽減や9年間を見通した系統的・継続的な支援を行いやすい。 	<p>○施設分離型のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の各学区の実情や各学校の実情に応じたきめ細かな対応が行いやすい。 ・学区再編が必要なく、小学校段階における登下校の所用時間を均等化できる。 ・中学校進学時に、生活・学習環境が大きく変わること、心機一転して学校生活に臨むことができる。 	
<p>●施設一体型／施設隣接型のデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区再編が必要な場合があり、小学校段階における登下校所用時間が不均等になる場合がある。 ・中学校進学時に、生活・学習環境が大きく変化しないため、心機一転して学校生活に臨むことが難しい。 	<p>●施設分離型のデメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員相互の乗り入れ授業や小学校の教科担任制に制約が生じやすい。 ・異年齢間交流や職員交流、地域人材の共用に制約が生じやすい。 ・中1ギャップの軽減や9年間の系統的・継続的な支援が、施設一体型ほど容易でない。 	

◆小中一貫教育を進める学校の種類と施設の形態の組み合わせについて、本市が単独で設置しうる学校には、次の6パターンが考えられます。

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
義務教育学校	<p>①</p> 	<p>③</p> 	<p>⑤</p> 
中学校併設型 小学校併設型 中学校	<p>②</p> 	<p>④</p> 	<p>⑥</p> 

※学校の設置者はいずれも厚木市教育委員会

(3) 小中一貫教育の推進により目指す成果について

ア 学校運営の視点による成果

9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を重視した教育課程の編成や教職員配置等を工夫することにより、児童・生徒にとってより効果的な教育活動を実施することができます。

イ 学習指導及び児童・生徒指導の充実の視点による成果

9年間の系統性・連続性を重視して、学年等の縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程を編成するとともに、発達段階に応じた学習規律・生活規律を設定することにより、児童・生徒が安心して過ごせる学習・生活環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保することができます。

(4) 小中一貫教育の推進により見込まれる効果について

ア 9年間を見通した系統的な教育課程の編成による効果

- 児童・生徒の発達段階に応じた教育活動の充実
- 円滑な学びの連続性の確立による学力の向上

イ 9年間の系統的な支援体制の充実による効果

- 児童の中学校進学に伴う不安の解消や個別の支援の連続性確保
- いじめや虐待事案等の早期発見・早期対応
- 児童・生徒の理解や保護者及び関係機関との連携関係の連続性確保

ウ 異年齢間の交流による効果

- 上級生が多様な場面でリーダーシップを発揮できることによる自己肯定感や自尊感情の向上
- 下級生が上級生の姿を手本として学校生活の見通しを持てることによる不安の解消や学習等への取組意欲の向上

エ 小学校専科教員の配置や高学年における教科担任制の導入などによる効果

- 教科のより専門性の高い学習指導の充実

オ 教職員の負担軽減に関する効果

- 小学校高学年からの教科担任制導入や小・中学校合同での教育活動の実施などによる教職員一人当たりの業務量の削減

3 本市における小中一貫教育の在り方

(1) 本市における各中学校区の現状について

厚木市の各中学校区及び各小・中学校の現状は、通学区域や学校間の位置関係より、次のようにまとめることができます。

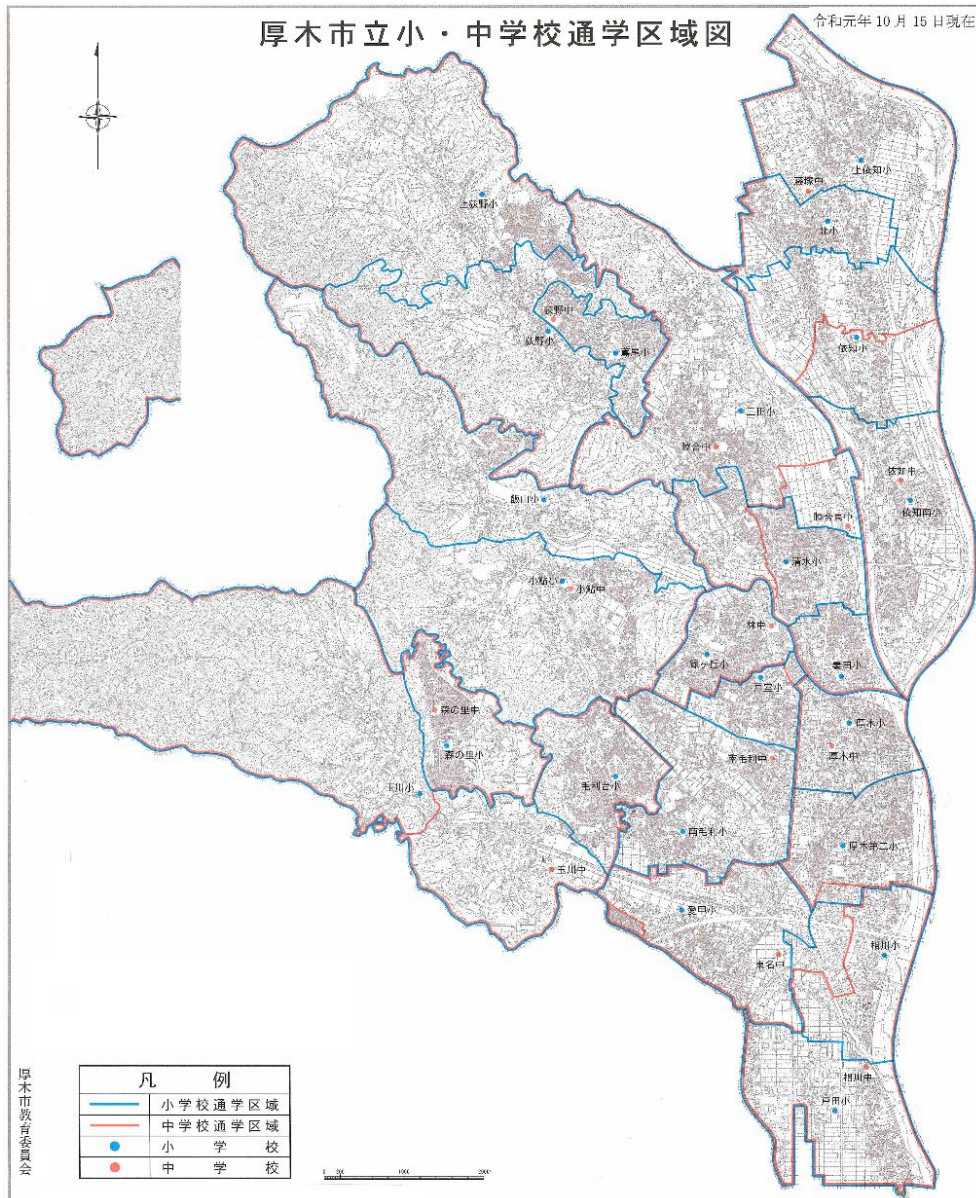
ア 通学区域

通学区域でみると、次のア・イの二つの場合に大別されます。

(ア) 中学校区にある小学校の全ての児童が、区域内の中学校に進学する場合

(イ) 中学校区にある小学校のうち、一つ以上の小学校の児童が、隣接する二つの中学校区に分かれて進学する場合

※ (イ) の中でも、一つの小学校の児童がほぼ半数ずつに分かれて二つの中学校に進学する場合もあれば、各中学校に進学する人数の割合が大きく異なる場合もあります。また、今後の児童数の推移によっては、適正規模での学校運営が困難になる状況も予想されます。



イ 学校間の位置関係

多くの中学校区では、小学校と中学校が離れて立地していますが、いくつかの中学校区では、小学校と中学校の敷地が隣接している場合、道路を挟んで近接している場合、徒歩5分以内の距離に立地している場合などもあります。

(2) 本市における小中一貫教育を進める学校の在り方について

小中一貫教育を進める学校の種類のうち、本市が単独で設置しうるものとしては、義務教育学校と、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校が考えられます。本市におけるこれまでの小学校及び中学校それぞれの学校運営に関しては、児童・生徒の発達段階に応じて、積み上げてきた様々な取組や工夫が文化として存在し、それぞれの強みとなっています。このことから、本市が小中一貫教育を進める際の学校の在り方としては、小学校と中学校それぞれの強みや長所を最大限にいかすために、学校の種類としては中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の考え方を基本とし、施設の形態（施設一体型／施設隣接型／施設分離型）については、各中学校区における少子化の見通しと学校規模の適正化の観点及び校舎等の建替計画を踏まえ、個別に検討するものとしします。

(3) 本市における小中一貫教育について

本市において、小中一貫教育の取組を推進するにあたり、中学校区ごとに「小中一貫教育推進計画」を策定することとします。

中学校区ごとの「小中一貫教育推進計画」を策定する際には、本市における小中一貫教育の在り方及び地域の実態を踏まえ、次の項目に留意して策定するものとしします。

ア 教育課程の編成について

本市における小中一貫教育に取り組む基本的な方向性として考えている中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校では、小学校と中学校がそれぞれの運営をしながらも、系統性・連続性を重視し、地域の特色をいかした自由度の高い教育課程の編成を行うことができます。

ただし、各中学校区がそれぞれ独自性の高い教育課程を編成してしまうと、児童・生徒が転出入をする際に、学習面や学校生活への適応などの面で不都合が生じる場合もあります。そのため、市内全ての中学校区間において情報交換及び調整は不可欠であるといえます。

それらのことを考慮した上で、9年間を見通した円滑な学びの連続性を確保し、より高い効果を生むために、教育課程の編成に当たっては次の点を重視します。

(ア) 小・中学校間の授業の乗り入れ

より専門性が求められる理科や音楽などの教科の授業において中学校教員が小学校で授業を行えるよう、小学校と中学校それぞれが時間割の調整を行うなどの環境整備を進めます。

(イ) 9年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方

特別活動における児童会・生徒会活動を共同で実施したり、総合的な学習の時間の探究テーマを、小学校から引き続いて中学校で設定したりできるよう、柔軟な接続を意識して取組を進めます。

(ウ) 異年齢交流の充実

児童会・生徒会活動や学校行事などの学校における教育活動のほか、地域行事などにおける児童・生徒の参画の仕方についても、それぞれの学校が関わり方を調整しながら児童・生徒の交流場を設定します。

(エ) 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方

各学校の学年間だけでなく、小学校と中学校の間についても接続を円滑に進めるため、担当の教職員間で綿密に情報交換等を行ったり、場合によっては以前担任をした教員等が児童・生徒の教育相談を実施するなどの取組を進めます。

イ 特別支援教育の一体化について

児童・生徒の指導・支援方法の情報共有を、より綿密かつスピーディーに行うことにより、小学校から中学校への進学に伴う生活環境の大きな変化の中においても、支援を必要とする児童・生徒への支援を、より丁寧につなぐとともに、「チーム支援」の方法について、小学校・中学校の枠を超えた協力を行います。

ウ インクルーシブ教育の一体化について

小学校と中学校それぞれの支援方法の共有を進めるとともに、校種で限定しない支援員を導入し、児童・生徒のニーズに対応します。

エ 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について

小・中学校の教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーが児童・生徒の情報を共有することで、9年間を見通した支援方針を立てて、継続的に一貫した指導・支援に当たります。

オ ICTの活用について

施設分離型の学校間でも同一の授業が実施できるよう、テレビ会議システム等を活用します。また、9年間を通して学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積し、活用することで、児童・生徒一人一人に合った、よりきめ細かい学習指導や学習評価を行います。

また、施設分離型の学校では、施設一体型・施設隣接型の学校と比較すると、小・中学校教員相互の乗り入れ授業や、児童・生徒間の交流、教職員間の交流に制約が生じますが、ICTを活用することにより、オンラインでの交流を積極的に進めるなど、施設形態のデメリットを解消することができます。

カ 地域連携・協働について

小中一貫教育では、地域と学校とのネットワークが小・中学校で継続されるため、地域の資源や人材をいかした教育を、9年間の教育課程の中でより効果的に展開することができます。このことは、児童・生徒の地域への愛着や、まちづくりに参画する意識を継続的に育むことにつながります。

（ア）学校運営協議会の在り方

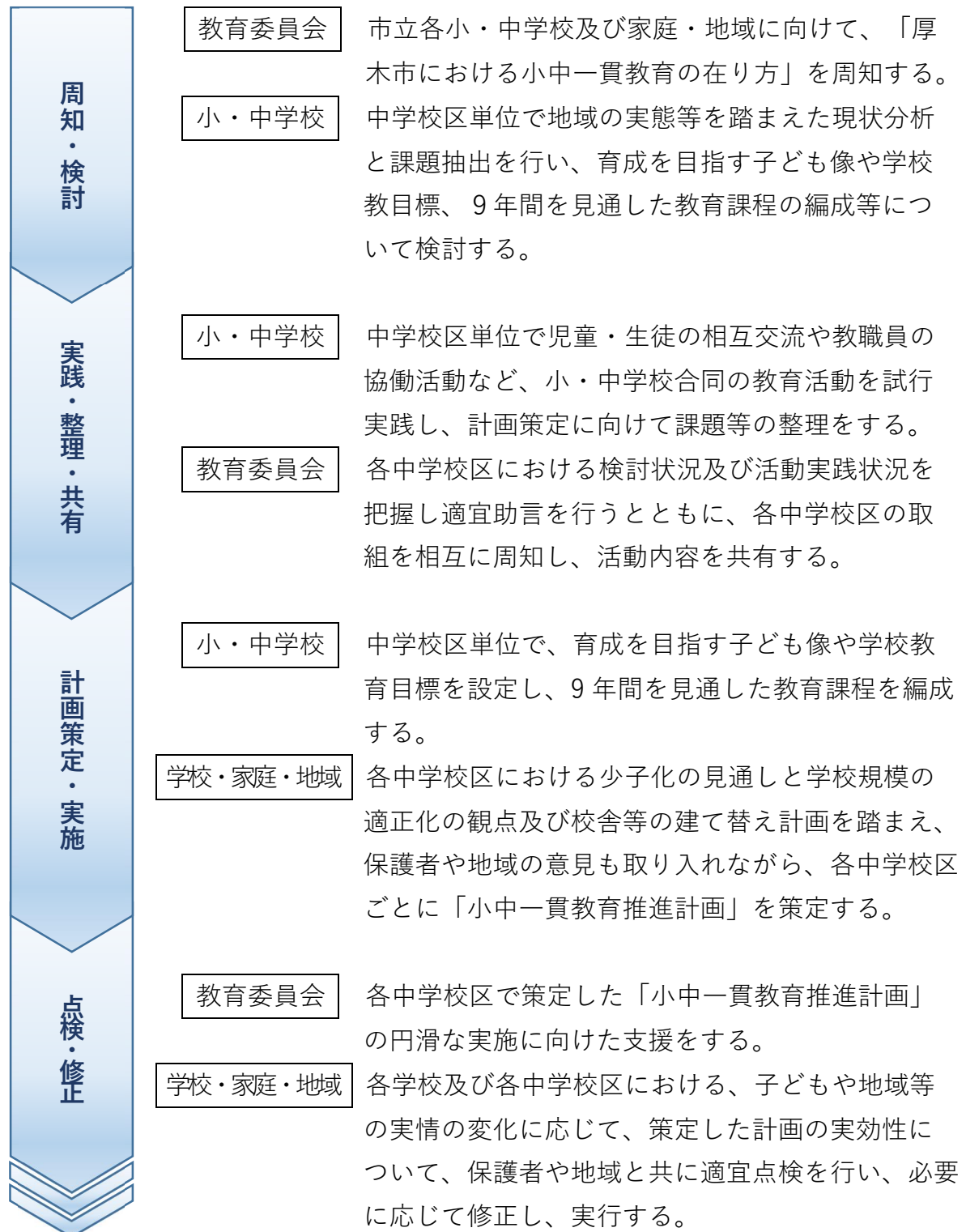
中学校区合同での学校運営協議会の設置や、同一中学校区内の各学校運営協議会を合同で開催するなどの取組を一体的に進めるよう努めます。

（イ）地域学校協働活動の在り方

小学校と中学校が9年間を見通して設定する「目指す子ども像」を地域で共有することにより、学校と地域が目標や目的を共有した、地域学校協働活動の推進を図ります。

4 今後の流れ

市内の各中学校区により、子どもや地域等の実情が異なるため、一律に期限を定めた取組を進めるのではなく、どの中学校区においても次のプロセスを共通に踏襲しながら、中学校区ごとに計画の策定、実施及びその点検等を進めます。



議案第14号

厚木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について

厚木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、別紙のとおり制定する。

令和6年3月19日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び厚木市部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、厚木市教育委員会の権限に属する事務を市長の事務部局の職員に補助執行させるため、本規則を制定する。

厚木市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、厚木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の補助執行について、必要な事項を定めるものとする。

(市長の事務部局の職員に対する補助執行)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の事務部局の職員に補助執行させるものとする。

(1) 教育委員会の所掌に係る社会教育に関すること（社会教育関係団体の指導及び育成並びに人権教育に関することを除く。）。)

(2) 学校体育施設の開放に関すること。

2 前項の事務の専決については、厚木市教育委員会事務決裁規程（昭和63年厚木市教育委員会訓令第1号）別表第1に規定する決裁（専決）区分を適用する。この場合において、「部長」とあるのは「市長部局の部長又は担当部長」と、「次長」とあるのは「市長部局次長（市長の事務部局の部に次長を置かない場合にあつては、市長部局の部長又は担当部長）」と、「課長」とあるのは「市長部局の課長若しくは担当課長又は課に相当するものの長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え
整備業務に係る技術提案書特定委員会規則について

厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備業務に
係る技術提案書特定委員会規則について、別紙のとおり制定する。

令和6年3月19日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備業務を
委託等するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する候
補者を特定することから、厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の
施設建て替え整備業務に係る技術提案書特定委員会を設置するため、本規則を
制定する。

厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え
整備業務に係る技術提案書特定委員会規則

(設置)

第1条 厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備業務を委託等するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する候補者を特定するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市立依知南小学校及び厚木市立緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備業務に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) プロポーザル方式の種別に関する事項
- (2) 公募型プロポーザル方式にあつては、提案資格に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式にあつては、技術提案書の提出を要請するものの選定に関する事項
- (4) 提出を要請した書類等の審査に関する事項
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校施設課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

**議案第16号については、
非公開案件となります。**

**報告事項 1 については、
非公開案件となります。**

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

1 調査結果

(1) 体力・運動能力

【体力合計点 80点満点】(10点×8種目=80点)

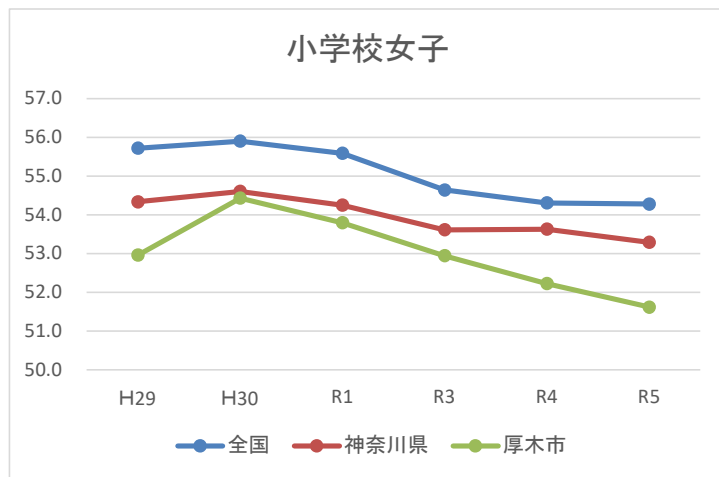
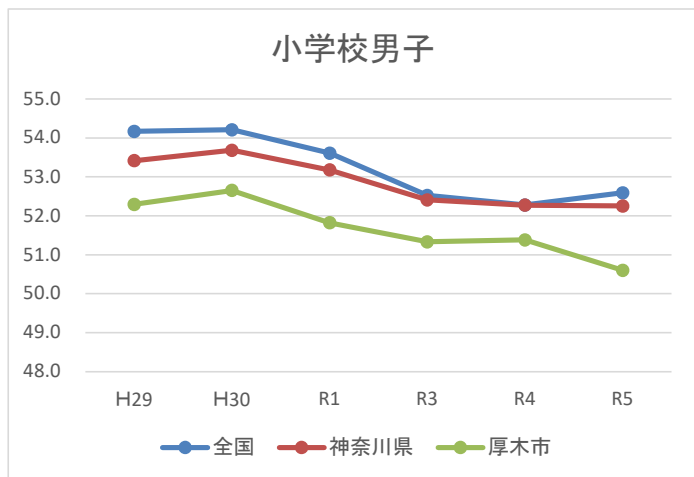
(単位:点)

小学校男子

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	54.2	54.2	53.6	52.5	52.3	52.6
県	53.4	53.7	53.2	52.4	52.3	52.3
厚木市	52.3	52.7	51.8	51.3	51.4	50.6

小学校女子

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	55.7	55.9	55.6	54.6	54.3	54.3
県	54.3	54.6	54.3	53.6	53.6	53.3
厚木市	53.0	54.4	53.8	53.0	52.2	51.6

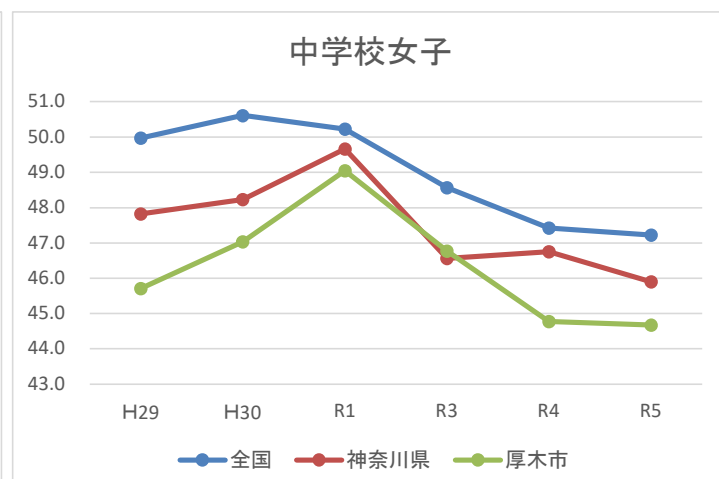
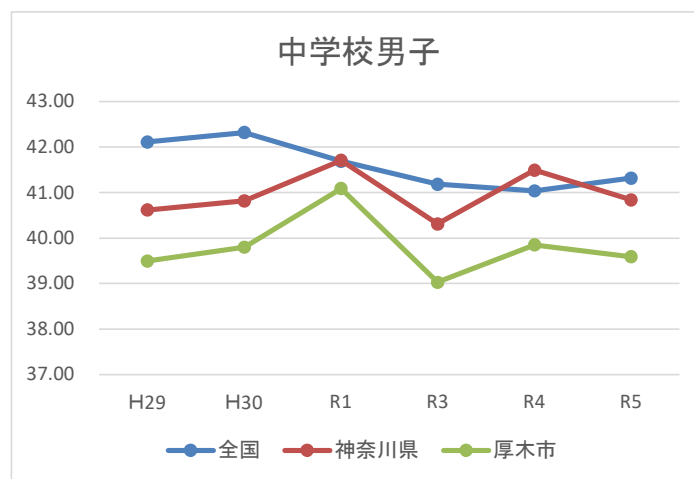


中学校男子

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	42.1	42.3	41.7	41.2	41.0	41.3
県	40.6	40.8	41.7	40.3	41.5	40.8
厚木市	39.5	39.8	41.1	39.0	39.9	39.6

中学校女子

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	50.0	50.6	50.2	48.6	47.4	47.2
県	47.8	48.2	49.7	46.6	46.8	45.9
厚木市	45.7	47.0	49.0	46.8	44.8	44.7



※R2は調査中止のためデータなし

【種目】

種目(8種類) ※中学のみシャトルランと持久走を選択できる		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
握力(kg)	全国	16.13	16.01	29.02	23.15
	県	16.61	16.36	28.78	23.00
	厚木市	16.08	15.78	28.67	23.21
上体起こし(回)	全国	19.00	18.05	25.82	21.62
	県	19.24	18.10	25.87	21.14
	厚木市	18.66	17.72	25.35	21.34
長座体前屈(cm)	全国	33.98	38.45	44.16	46.27
	県	35.03	39.59	44.77	46.61
	厚木市	34.92	39.38	43.34	44.69
反復横跳び(点)	全国	40.60	38.73	51.22	45.65
	県	38.66	36.08	49.70	44.03
	厚木市	37.23	34.83	47.87	42.60
持久走(秒) 男子1,500m・女子1,000m	全国	\		409.02	306.26
	県			412.34	312.62
	厚木市			420.08	297.63
20mシャトルラン(回)	全国	46.92	36.80	78.07	50.70
	県	44.38	32.82	77.13	47.89
	厚木市	40.86	29.89	75.85	45.74
50m走(秒)	全国	9.48	9.71	8.01	8.95
	県	9.47	9.72	7.97	8.93
	厚木市	9.53	9.79	8.00	8.95
立ち幅跳び(cm)	全国	151.13	144.29	197.02	166.34
	県	149.20	141.46	195.10	162.88
	厚木市	144.73	135.14	192.53	161.72
(小)ソフトボール投げ(m) (中)ハンドボール投げ(m)	全国	20.52	13.22	20.40	12.43
	県	20.06	12.92	20.13	12.10
	厚木市	19.47	12.73	19.38	11.60

※中学校の持久走・シャトルラン実施状況:持久走2校、シャトルラン11校

※ は、全国平均を上回っているまたは同一項目

※ は、全国平均より4ポイント以上を下回り、課題と考える項目

(2) 運動習慣等

(単位:%)

質問項目		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
①運動が好き (好きと答えた率)	全国	72.1	54.5	63.4	49.0
	県	72.3	54.6	62.8	48.2
	厚木市	70.8	51.9	59.2	42.2
②体育(保健体育)の授業は 楽しい (楽しいと答えた率)	全国	74.7	59.0	53.6	38.6
	県	74.5	58.1	53.9	37.7
	厚木市	72.3	54.7	52.3	38.7
③中学校に進んだら(中学を 卒業しても)自主的に運動す る時間を持ちたい (思うと答えた率)	全国	66.0	54.0	59.8	41.9
	県	66.0	54.3	57.7	40.5
	厚木市	65.2	49.8	53.4	34.3
④朝食を毎日食べている (毎日食べると答えた率)	全国	80.8	79.4	79.9	72.7
	県	79.2	78.6	78.4	70.2
	厚木市	76.2	75.3	72.4	63.4
⑤毎日の睡眠時間 (8時間以上の率)	全国	67.8	70.3	29.8	22.2
	県	69.1	71.1	29.8	21.9
	厚木市	66.2	71.3	29.3	20.5
⑥平日における学習以外の スクリーンタイム (3時間以上の率)	全国	42.3	37.0	48.1	46.9
	県	47.6	41.5	53.4	53.6
	厚木市	49.1	42.9	54.3	55.1

※ は、全国平均を上回っているまたは同等項目※ は、全国平均より4ポイント以上を下回り、課題と考える項目

⑦ ③で「あまり思わない」「思わない」と回答した児童・生徒が「今後どのような事があれば運動したくなると思うか」(複数回答可) * 上位の回答

(単位:%)

回答	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
自分に合ったスポーツが見つけれ たら	52.2	60.7	38.6	55.8
うまくできるようになったら	40.2	46.0	30.7	43.8
自分のペースでおこなうことができ たら	33.7	44.2	38.6	51.9
友達に誘われたら	26.1	38.0	43.6	43.8

(3)学校の取組

① 運動・スポーツが苦手な児童・生徒向けの取組、能力差に応じた取組(行っている回答した割合)

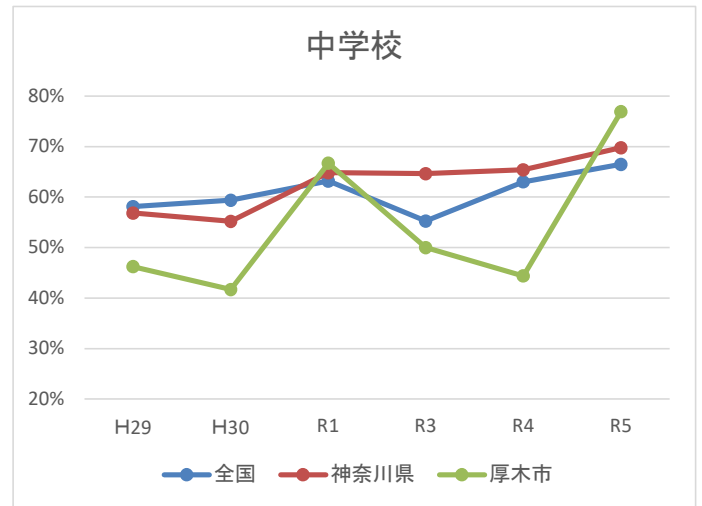
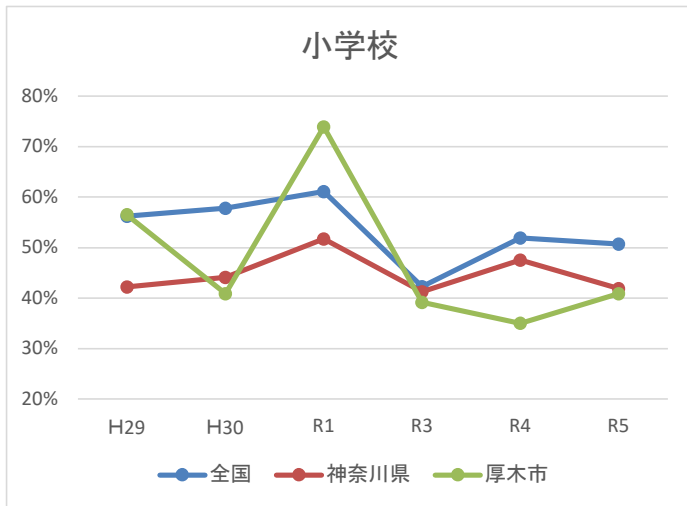
小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	56.2	57.8	61.1	42.3	51.9	50.7
県	42.2	44.1	51.7	41.3	47.5	41.9
厚木市	56.5	40.9	73.9	39.1	35.0	40.9

中学校

(単位:%)

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	58.1	59.4	63.2	55.3	63.0	66.5
県	56.8	55.2	64.8	64.6	65.4	69.8
厚木市	46.2	41.7	66.7	50.0	44.4	76.9



② 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が助け合い、役割を果たす活動(いつも取り入れていると回答した割合)

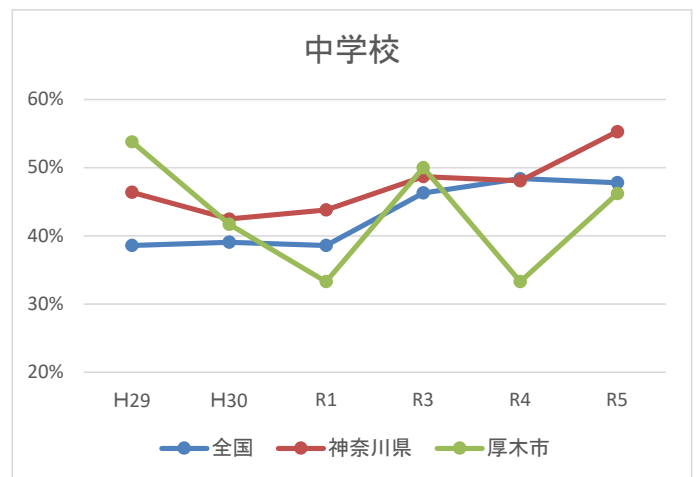
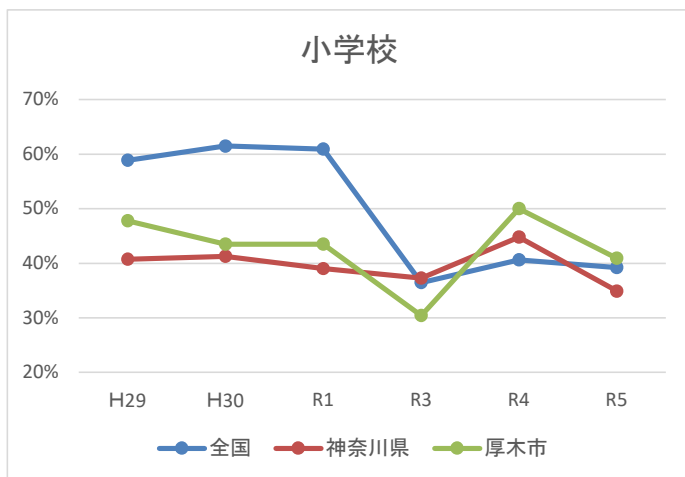
小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	58.9	61.5	60.9	36.5	40.6	39.2
県	40.7	41.3	39.0	37.3	44.8	34.9
厚木市	47.8	43.5	43.5	30.4	50.0	40.9

中学校

(単位:%)

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	38.6	39.1	38.6	46.3	48.4	47.8
県	46.4	42.5	43.8	48.7	48.1	55.3
厚木市	53.8	41.7	33.3	50.0	33.3	46.2



※R2は調査中止のためデータなし

③ 体育(保健体育)の授業で児童・生徒同士が話し合う活動(すべての学年で取り入れていると回答した割合)

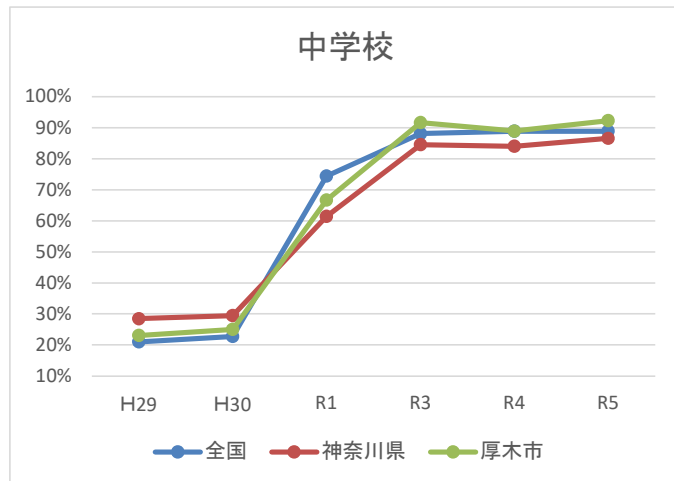
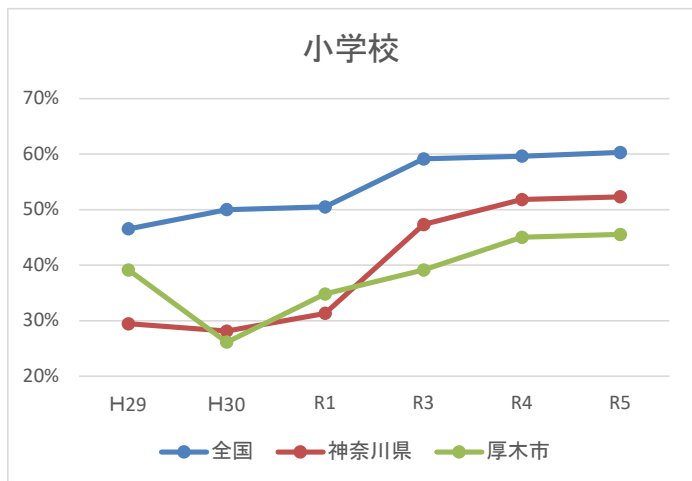
(単位:%)

小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	46.5	50	50.5	59.1	59.6	60.3
県	29.4	28.1	31.3	47.28	51.8	52.3
厚木市	39.1	26.1	34.8	39.13	45	45.5

中学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	21.0	22.8	74.4	88.1	88.9	88.9
県	28.5	29.5	61.4	84.6	84.0	86.6
厚木市	23.1	25.0	66.7	91.7	88.9	92.3



④ 学校全体の体力・運動能力向上の目標設定(していると答えた率)

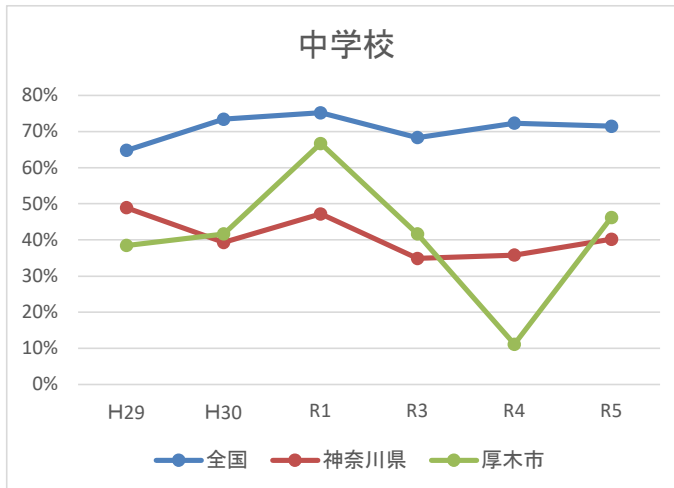
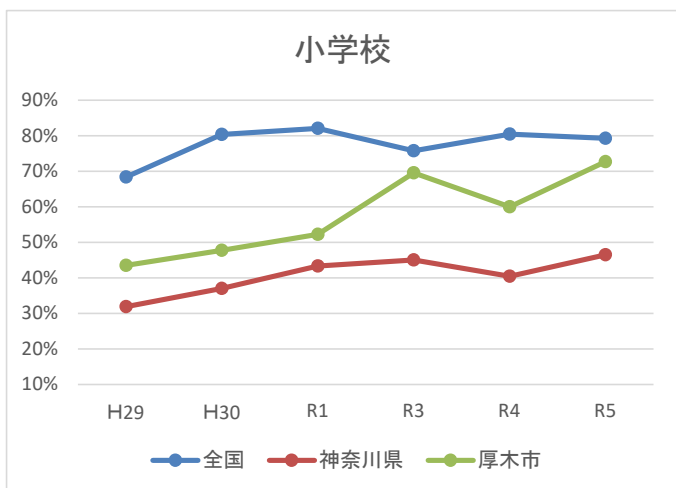
(単位:%)

小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	68.4	80.4	82.1	75.75	80.5	79.3
県	31.9	37	43.3	44.99	40.5	46.5
厚木市	43.5	47.8	52.2	69.57	60	72.7

中学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	64.8	73.4	75.2	68.3	72.3	71.5
県	48.9	39.3	47.2	34.9	35.8	40.2
厚木市	38.5	41.7	66.7	41.7	11.1	46.2



※R2は調査中止のためデータなし

⑤ 授業の目標を児童・生徒に示す活動(いつも取り入れていると答えた率)

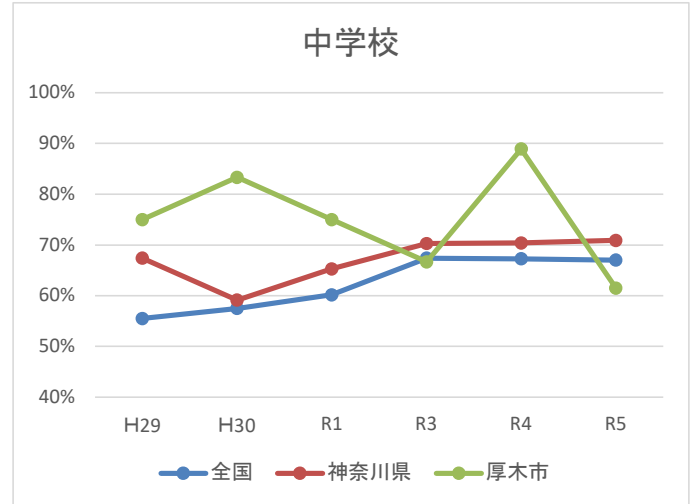
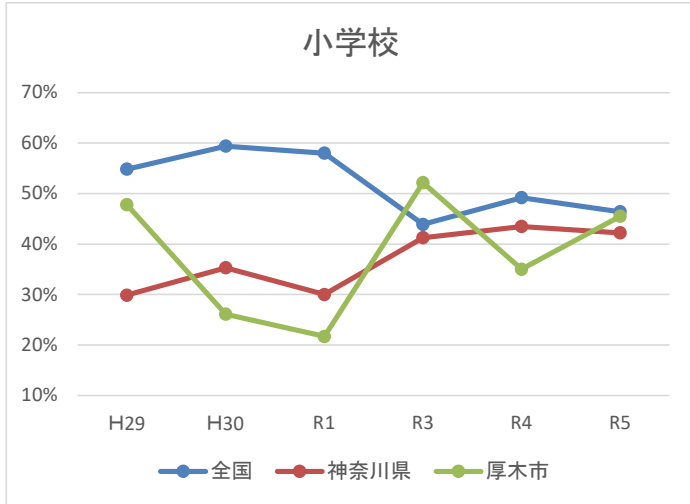
(単位:%)

小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	54.8	59.4	58.0	43.9	49.2	46.4
県	29.9	35.3	30.0	41.3	43.5	42.2
厚木市	47.8	26.1	21.7	52.2	35.0	45.5

中学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	55.5	57.5	60.2	67.4	67.3	67.0
県	67.4	59.1	65.3	70.3	70.4	70.9
厚木市	75.0	83.3	75.0	66.7	88.9	61.5



⑥ 体育授業以外での、体力・運動能力の向上に係る取組(すべての児童・生徒に取り入れていると答えた率)

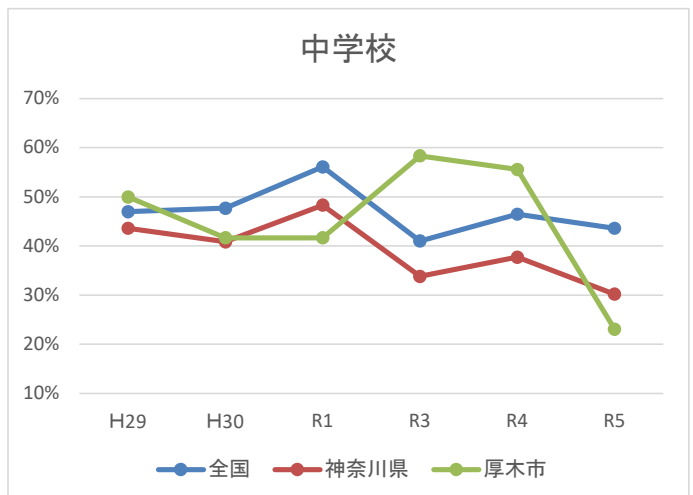
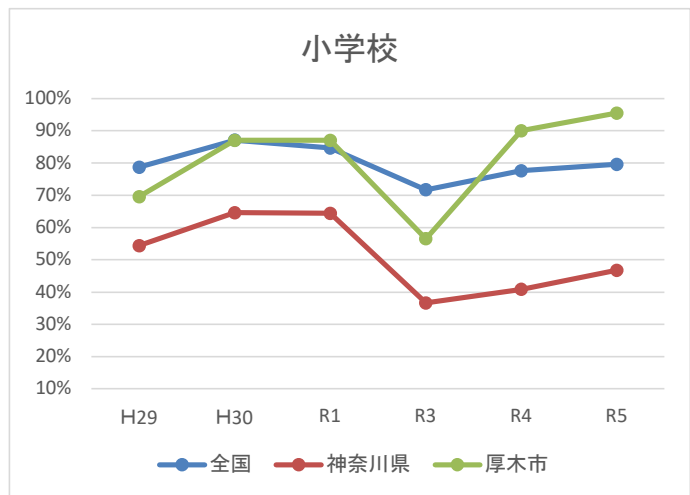
(単位:%)

小学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	78.7	87.1	84.7	71.7	77.6	79.6
県	54.4	64.6	64.4	36.7	40.8	46.8
厚木市	69.6	87.0	87.0	56.5	90.0	95.5

中学校

	H29	H30	R1	R3	R4	R5
全国	47.0	47.7	56.1	41.0	46.5	43.6
県	43.6	40.9	48.3	33.9	37.7	30.2
厚木市	50.0	41.7	41.7	58.3	55.6	23.1



※R2は調査中止のためデータなし

2 今年度の成果と今後の課題について

教育委員会では、令和4年度から引き続き、令和5年度も各学校の結果を中学校区ごとにまとめた資料や全国・県・厚木市の平均を示した掲示物、各種目のポイントを示した掲示物等を作成し、中学校区単位での検討や授業においての目標設定に活用できるよう発信しました。また、GIGAスクール端末を活用し、教員向けにクラスルームを立ち上げ、各種目で有効に活用できる補助運動などの例や、体力テストの経年変化を記録できるソフトをクラウド内に提示しました。

その結果、「学校全体の体力・運動能力向上の目標設定」や「調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善」について、前年度に比べて小・中学校共に大幅な改善がみられたと捉えており、今後も取組を継続してまいります。

今後の課題としては、授業改善と生活習慣の改善の2つと考えています。

授業改善に関しては、児童・生徒が、運動することが楽しいと思ったり、できないことができるようになったりすることが重要であるため、授業やそのほかの体を動かす機会において、運動、スポーツが苦手な児童・生徒に向けた取組や仲間同士の助け合いを通じた活動を取り入れる必要があると考えます。

生活習慣の改善に関しては、「朝食の喫食率」「毎日の睡眠時間」については全国より低く、「平日のスクリーンタイム」は全国を上回っているといった課題が見られますが、それらの改善に向けては、家庭の理解と協力を得ることが重要と考えます。そのためには、全国学力・学習状況調査の結果やその分析を経た課題等について、学校から家庭にも情報を伝えているように、本調査の結果についても、家庭に向けて発信することで、課題意識を家庭と学校が共有するなどの取組が必要だと考えます。

参考資料

「体育・保健体育の授業に関する教材・教具及び資料等の提供」について

Google Classroom「体育ルーム・保健体育ルーム」に掲載

●小学校

クラスコード 「l l h y b 7 c」(エル・エル・アイ・エイチ・ワイ・ビー・7・シー)

●中学校

クラスコード 「d 3 g u 7 g 3」(ディー・3・ジー・ユー・7・ジー・3)

<参考①> 新体力テスト 記録カード 小1～小6
神奈川県教育委員会HP参照 (一部抜粋)



～新体力テストを終えて～

☆自分の記録をレーダーチャートに記入して、自分の体力のバランスについて見てみよう！
※ 得点表は中ページにあります。

【参考】令和3年度 神奈川県6年生の新体力テスト平均値 (令和3年度神奈川県児童厚生体力・運動能力調査結果より)

男子	握力	上体起こし	柔座体前屈	立ち幅とび	50m走	20mシャトルラン	反復横とび	女子	握力	上体起こし	柔座体前屈	立ち幅とび	50m走	20mシャトルラン	反復横とび	
記録	19kg	21回	36cm	41点	52回	90秒	162cm	24m	15kg	19回	41cm	38点	38回	9.3秒	151cm	14m
得点	7	8	7	7	7	7	7	7	8	8	8	7	7	7	7	7

※ 記録は、小人数1位 (50m走は小人数2位) を四捨五入しています。得点は、四捨五入後の記録のものを示しています。

☆新体力テストを終えて… (これからの生活でがんばろうとおもふこと、レーダーチャートを見て など)

【新体力テストに向けた取組に協力してくれた方 (保護者の方・ごきょうだい・お友達・先生など)】
☆これからの生活に向けて、アドバイスやエールをお願いします！

編纂・発行
神奈川県教育委員会保健体育課
電話 045-210-6312

握力

筋力 (筋肉が出す力強さ) を測る欄目です

【取り組みときのポイント】
親指にもしっかりと力を入れて、5本の指全部でギュっとにぎると、自分の全力を発揮した記録が出せるぞ。

右	kg	kg	得点
左	kg	kg	
平均	kg		

☆目指す記録はどれくらいかな？ 表の記録に○をつけてね！
左右それぞれのよい方の記録 (kg未満は切り捨て) の平均 (kg未満は四捨五入) が記録になります。

点数	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
男子	4 kg以下	5 kg以上	7 kg以上	9 kg以上	11 kg以上	14 kg以上	17 kg以上	20 kg以上	23 kg以上	26 kg以上
女子	3 kg以下	4 kg以上	7 kg以上	9 kg以上	11 kg以上	13 kg以上	16 kg以上	19 kg以上	22 kg以上	25 kg以上

【お家などで挑戦できる運動】
テーブルなどに置いた1枚の新聞紙を、片手のにぎる力だけで丸める運動をしよう。かかった時間を計って、記録してみよう！

【体力が高まる運動遊び】
「のぼり棒」や「雲てい」など、登ったり、ぶら下がったりする遊びを楽しむと、握力が高まるぞ。

<参考②>ポイントカード（一部抜粋）
 神奈川県教育委員会HP参照（一部抜粋）



はんぷくよこ
反復横とび

「反復横とび」は、素早く動く力を測定します。
 20秒間休まずに続けて、できるだけ多く行う
 ことで、全力を発揮しましょう!!

2回測定

1回測定した後、少し休んでから2回目の測定をしましょう。
4 反復横とび (⑩/⑧)

じぶんもくひょうた
自分の目標を立てよう

点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男子	17 <small>5点以下</small>	18 <small>5点以上</small>	22 <small>5点以上</small>	26 <small>5点以上</small>	30 <small>5点以上</small>	34 <small>5点以上</small>	38 <small>5点以上</small>	42 <small>5点以上</small>	46 <small>5点以上</small>	50 <small>5点以上</small>
女子	16 <small>5点以下</small>	17 <small>5点以上</small>	21 <small>5点以上</small>	25 <small>5点以上</small>	28 <small>5点以上</small>	32 <small>5点以上</small>	36 <small>5点以上</small>	40 <small>5点以上</small>	43 <small>5点以上</small>	47 <small>5点以上</small>

※ 小学生対象の得点表です。
4 反復横とび (⑩/⑧)

ぜんりょくはつき
全力発揮のポイント②

あしを伸ばして線を踏む!!
 (あまり動かさず、すぐ中心の線に戻れるように!)
4 反復横とび (⑩/⑧)

はんぷくよこ
反復横とびの平均値
 [全国・神奈川県 (令和5年度) の平均値]

	男子		女子	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県
1年生	27 <small>5点</small>	25 <small>5点</small>	27 <small>5点</small>	25 <small>5点</small>
2年生	32 <small>5点</small>	28 <small>5点</small>	31 <small>5点</small>	27 <small>5点</small>
3年生	35 <small>5点</small>	31 <small>5点</small>	34 <small>5点</small>	30 <small>5点</small>
4年生	39 <small>5点</small>	34 <small>5点</small>	38 <small>5点</small>	32 <small>5点</small>
5年生	44 <small>5点</small>	39 <small>5点</small>	42 <small>5点</small>	36 <small>5点</small>
6年生	46 <small>5点</small>	41 <small>5点</small>	44 <small>5点</small>	38 <small>5点</small>

※ 平均値は、小数第一位を四捨五入して示しています。
4 反復横とび (⑩/⑧)

<参考③>厚木市最高記録（一部抜粋）

令和5年度 5年男子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	16.4Kg	50m走	9.59秒
上体起こし	18.8回	立ち幅跳び	148.1cm
長座体前屈	34.4cm	ソフトボール投げ	19.2m
反復横跳び	38.7点	体力合計点	51.4点
シャトルラン	42.5回		

令和5年度 2年男子厚木市平均記録

種目	記録	種目	記録
握力	28.3Kg	シャトルラン	75.9回
上体起こし	25.2回	50m走	8.0秒
長座体前屈	42.8cm	立ち幅跳び	194.2cm
反復横跳び	49.2点	ハンドボール投げ	19.9m
持久走	432.4秒	体力合計点	39.9点

<参考④>体力向上カード（一部抜粋）

【学校でできる運動】

跳の遊び

<1本ゴム跳び> <3本ゴム跳び> <三角ゴム跳び> <ジグザグゴム跳び>

Point

□片足踏切、両足踏切、前向き、横向き、連続跳びなどいろいろな跳び方
□ゴムの高さを変えたり、やさしい場や挑戦する場を設定したりする

【学校以外でもできる運動】

ケンパー跳び遊び

<まっすぐケンケンコース>
<ジグザグケンケンコース>

Point

リズムを変える
□輪と輪の距離を変える
□置き方を変える

ケンパー跳び遊び

<ケンパーコース>
<ケンパーコース>

Point

簡単なリズムからの発展
□横向き、後ろ向きなど色々な跳び方
□両方向からスタートして向かい合ったらじゃんけんをするなど、ゲームの要素を取り入れる

<参考⑤>体力測定記録シート（Google Classroom 内のソフト）

体力テストまとめ(中学生)

記録	体力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	持久走	シャトルラン	50M走	立幅跳び	ハンド投げ
1年生 令和2年度	28 kg	26 回	43 cm	51 点	6'77"	80 回	8.0 秒	196 cm	20.3 m
2年生 令和3年度	29 kg	26 回	45 cm	52 点	6'85"	79 回	8.0 秒	200 cm	19.9 m
3年生 令和4年度	28 kg	24 回	42 cm	51 点	7'14"	70 回	8.1 秒	195 cm	19.0 m

得点	体力	上体起こし	長座体前屈	反復横跳び	持久走	シャトルラン	50M走	立幅跳び	ハンド投げ	総合点	順位
1年生 令和2年度	4	6	5	6	4	6	4	4	4	43	B
2年生 令和3年度	4	6	6	6	4	6	4	4	4	44	C
3年生 令和4年度	4	5	5	6	4	5	4	4	3	40	D

体力テスト 測定結果

**報告事項 3 については、
非公開案件となります。**

令和6年度教育指導の重点と教職員の研修方針について

令和6年度教育指導の重点と教職員の研修方針について、別紙のとおり作成しましたので、報告するものです。

基本理念

厚木市教育大綱

未来を担う人づくり

基本目標

三つの約束

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

三つの力

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

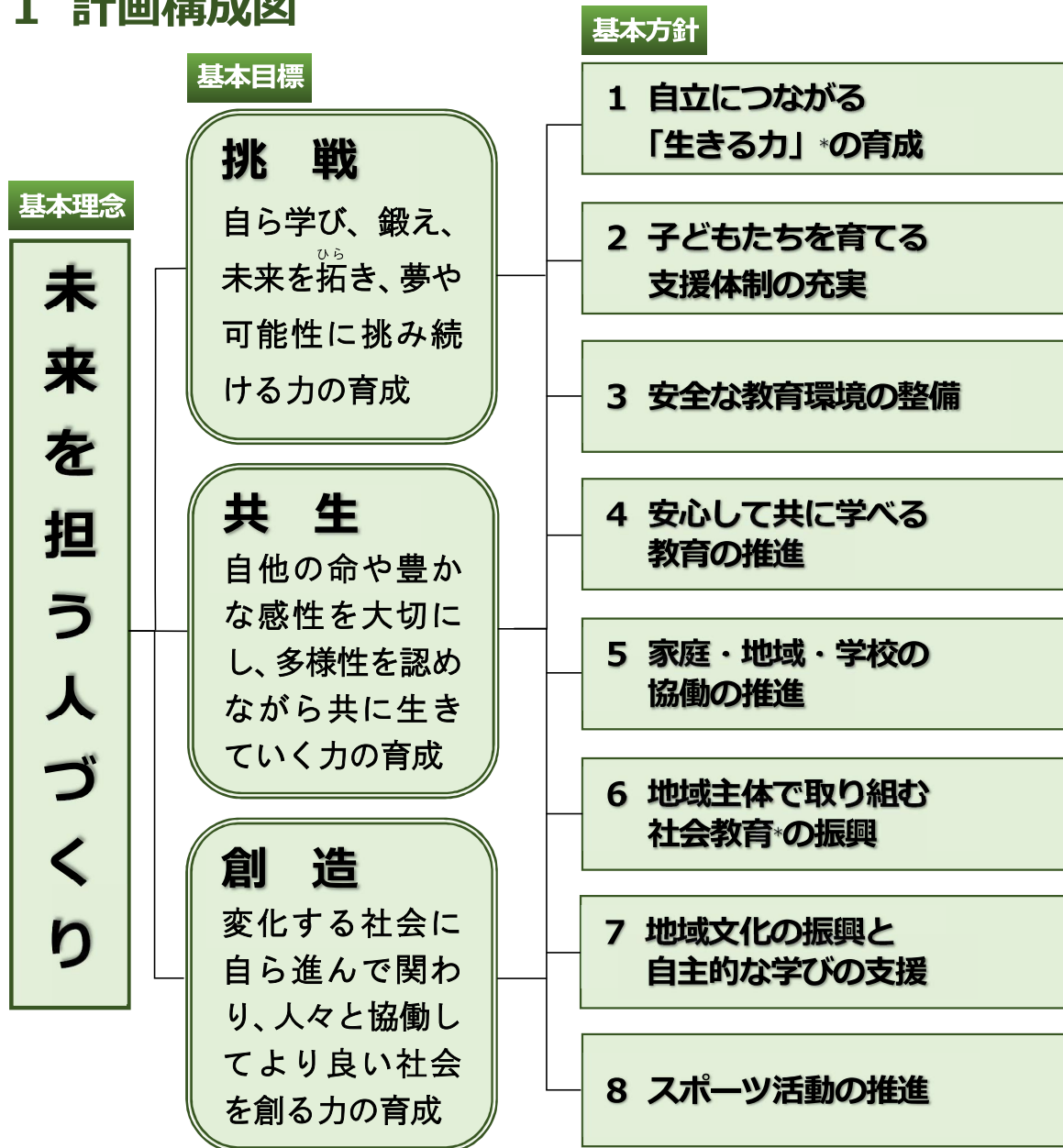
基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 子どもたちが未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

厚木市が目指す教育

1 計画構成図



計画を支える『安心』と『協働』

計画を実現するために欠かせない取組として、「誰もが安心しの協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」を掲げ、

未来の担い手となるために「確かな学力」*、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力*を培います。

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えます。

人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

「学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進」と「家庭・地域・学校未来を担う人づくりに向けた計画の推進を支えます。

I 教育指導の重点

今日、児童・生徒を取り巻く社会環境の変化は身近な生活も含めてあらゆる領域に及んでおり、将来、児童・生徒が成人し、社会で活躍する頃の世の中においては、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や人工知能（AI）を始めとした技術革新等により、社会構造や雇用環境は更に大きく変化していると思われる。

そして、そのような未来の社会に生きる児童・生徒に対する教育の在り方・進め方についても、大きな変革・新たな対応が求められている。

これからの学校教育の在り方について、学習指導要領の前文においては次のように示されている。

「これからの学校には、こうした（教育基本法第1条及び第2条に示す）教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」

また、中央教育審議会の答申(令和3年1月)では、日本の学校教育がこれまで担ってきた、「学習機会と学力の保障」、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障」といった役割を継承しつつ、学習指導要領を着実に実施する中で、G I G Aスクール構想の実現による新たなI C T環境を活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、義務教育9年間を通した系統性・連続性のある教育課程及び指導体制の下、決して誰一人取り残さず、全ての児童・生徒の資質・能力を育成するといった「令和の日本型学校教育」の実現に向けた改革を推進していくことが示されている。

学校には、このような新しい時代の学校教育が目指すべき姿を踏まえた上で、教育活動全般において、主体的な創意工夫による特色ある教育活動を積み重ね、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒に、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養といった、資質・能力の育成を重視した教育を展開することが求められている。

また、資質・能力の確実な育成に向けては、学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、児童・生徒が、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「児童・生徒一人一人の発達をどのように支援するか」、「何が身に付いたか」、「実践するために何が必要か」の視点から、教育課程に基づく日々の教育活動を展開することが示されている。

教職員は、そのような「学校教育の担う重要な役割」を改めて自覚し、児童・生徒が未

来の社会を切り拓き、たくましくしなやかに生き抜くための資質・能力の育成に努めなければならない。

本市では、社会の変化に関する見通しや学習指導要領等の示す内容を踏まえ、令和3年度に策定された厚木市教育大綱に基づき、6年間の取組を進めている。

また、厚木市教育委員会では、第2次教育振興基本計画を策定し、「未来を担う人づくり」を基本理念として継続しつつ、「挑戦」、「共生」、「創造」を基本目標に掲げ、令和3年度から12年間の取組を進めている。

これら三つの基本目標において、育成を目指す力は次のとおりである。

「挑戦」自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力

「共生」自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力

「創造」変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力

以上を踏まえ、各学校においては、児童・生徒一人一人が将来、持続可能な社会の担い手として活躍できるよう、教育活動全体においてE S Dの視点を持ち、学校教育目標を設定し、その実現に向けて教科等横断的な教育課程の編成を推進することとする。

また、教育委員会教育部では、令和6年度、次に掲げる11項目を学校教育における教育指導の重点として、未来を担う人づくりを推進していく。

1 学校経営・運営の充実

- (1) コミュニティ・スクールの機能をいかし、家庭及び地域社会と協働し、安心・安全で社会に開かれた学校、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
- (2) 校長の経営方針の下、教育目標の実現に向けて児童・生徒や地域の実態を踏まえ、学校の特色をいかした教育課程を編成・実施・評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントの確立に努める。
- (3) 学校の教育課題を明確にするとともに、学校・学年・学級経営等が効果的に機能し、新たな課題にも対応できるよう、教職員による組織的な指導體制づくりを進め、全教育活動を通してその解決に努める。
- (4) インクルーシブ教育の理念に基づき、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、ニーズに応じた指導・支援ができる多様で柔軟な教育環境を整備し、共に学び共に育つ場において、多様な学びができるよう、個に応じた柔軟な指導の充実を図るとともに、互いを尊重し合う人間関係づくりに努める。
- (5) 指導の形態について、個別指導や少人数指導、グループ別指導等、学習集団の大きさの工夫や、習熟度に応じた指導、GIGAスクール端末を効果的に活用した指導、指導する教職員の得意分野をいかした指導など、柔軟な工夫・改善を図り、全ての児童・生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努める。
- (6) 自校の教職員の「出退勤管理システム」を活用し、教職員の働き方改革を推進するとともに、学校経営の成果と課題に役立てるよう努める。

○令和6年度 取組の重点

各小・中学校が、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的に、特色ある学校づくりを推進し、各校の重要課題や新たな課題等への対応を図るため、基本予算のほか、学校と教育委員会が連携して、特定の課題の解決に向け、重点的に取り組む事業に対し、各校が設置した委員会からの申請を受け、「特色ある学校づくり交付金」を交付する。

2 児童・生徒支援の充実

- (1) 児童・生徒が社会的資質・能力を獲得し、それらを適切に活用して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していけるよう、全ての教育活動の中で意図的・計画的・組織的な指導・支援を行う。
- (2) 全ての教職員が、「共に学び共に育つ」理念と児童・生徒の実態や背景等について丁寧に理解する意識を共有し、学校としての指導・支援体制を築くとともに、家庭や地域社会、関係諸機関及び小・中学校間等における連携・協力を密にしながら取組を進める。
- (3) 児童・生徒の困っていることに敏感に気付き、共感的理解と受容の姿勢で寄り添い、児童・生徒の実態を多面的に把握した上で、児童・生徒が自ら将来の自立に向かう力を身に付けることができるよう、一人一人に応じた適切な指導・支援を組織的に進める。
- (4) 児童・生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感を高めることができるよう、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくり、自他を大切にし、互いを認め合える環境づくりなどの視点を持って、指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 児童・生徒の個性の伸長を図り、社会的資質・能力を高めていくためには、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動が必要不可欠であることを十分認識し、授業はもとより、様々な形態や場面での交流活動を意図的・計画的に取り入れるなど、全ての児童・生徒が活躍し、互いを認め合える場の設定に努める。
- (6) 生活や学習において様々な課題を抱え、配慮を必要とする児童・生徒については、教育相談コーディネーターを中心とした協働体制の下、保護者や関係諸機関等と連携して教育支援計画^{*}等を作成し、個に応じたきめ細かな指導・支援に努める。また、その際には、ICTの活用などを含めた効果的な支援や指導方法の工夫改善に努める。

※教育支援計画

厚木市版の教育支援計画で、支援が必要な児童・生徒に対して作成するもの

(C4th書庫>実務の手引き>書式・マニュアル>教育指導課及び青少年教育相談センターのフォルダに保存)

- (7) 不登校児童・生徒の支援については、校内の別室等を活用した「校内教育支援センター」の運営を充実するとともに、自宅でのGIGA端末を活用した学習活動等、社会的な自立に向けて一人一人の状況に応じた段階的な支援を促進し、多様で適切な教育機会の確保に努める。
- (8) 特別支援教育については、全ての教職員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、特別支援学級の担任を中心に、児童・生徒一人一人の特性等に

応じた指導や支援を組織的かつ効果的に行うよう努める^{*}。また、日頃から複数の教職員の視点で児童・生徒の実態や教育的ニーズを把握し、早期に適切な指導や支援につながることを意識する。

※特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育支援計画及び個別の指導計画については、医療や福祉等の関係機関との連携について、家庭と十分に相談し、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、長期的な視点で作成することが求められています。

○令和6年度 取組の重点

各学校の状況に応じた不登校の対応（未然防止・初期対応・社会的自立にむけた支援）を充実させるため、「校内教育支援センター」^{*}の取組を進める。安心できる居場所・学びの場の環境づくりを行い、一人一人の状況に応じた段階的な支援の充実を目指す。

※「フリールーム」「こころの教室」「リソースルーム」を「校内教育支援センター」として位置づける。

3 学習指導の充実

- (1) 「何ができるようになるか」の視点から、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）において、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱で整理された目標を踏まえ、身に付けた知識・技能を他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業改善に努める。
- (2) 「何を学ぶか」の視点から、小・中学校9年間の一貫性のある教育課程を実施し、新しい時代に必要となる資質・能力を児童・生徒に確実に育成できるように努める。その際には、学校教育法施行規則（第51条別表第1及び第73条別表第2）に示す必要な授業時数を確保するとともに、「縦」のつながり（学年間・学校段階間）と「横」のつながり（学級間・教科等間）を意識した教育課程の編成と学習指導の充実を図る。
- (3) 「どのように学ぶか」の視点から、各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」^{*}の実現に向けて授業改善に努める。

※「主体的・対話的で深い学び」とは

主体的な学び：見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題設定につなげられること。

対話的な学び：児童・生徒同士の協働や、他者との対話等を通して、自己の考えを広げ深める思考の深化・拡充ができること。

深い学び：各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、より深く理解したり、考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

- (4) 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」の視点から、インクルーシブ教育の推進に当たり、特別な配慮を必要とする児童・生徒はもとより、全ての児童・生徒にとって分かりやすい指導の充実に向け、ユニバーサルデザインの視点を持ち、指導の内容・方法・形態等の工夫改善を図る。
- (5) 「何が身に付いたか」の視点から、各教科等の評価については、児童・生徒にどのような力を身に付けさせるのかについての具体的な目標と評価規準を設定し、それらに準拠した評価方法及び指導との一体化を図る。

- (6) 「実施するために何が必要か」の視点から、児童・生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、成果と課題の検証に基づいて継続的に授業改善に取り組み、「学力向上プロジェクト」に基づくCAPDのサイクル（右図）により、家庭との連携を意識しながら、学力向上に向けた学校全体の取組を一層充実させるよう努める。



図：学力向上プロジェクトのCAPDのサイクルイメージ

4 人権教育・インクルーシブ教育の充実

- (1) 人間尊重の精神を基盤として、全ての教育活動を通して、児童・生徒の発達の段階に応じた人権教育の充実を図り、あらゆる立場の人がお互いにかけてあげのない人として尊重し合い、多様性を認め合える児童・生徒の育成に努める。
- (2) 共生社会の実現に向けて、家庭・地域・学校が連携して児童・生徒を支える体制づくりを行い、障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進する。
- (3) 全教職員が積極的に自らの人権感覚を磨き、児童・生徒理解を深める中で、豊かな感性を育み、思いやりと連帯感に満ちた集団づくりに努める。
- (4) 個別の教育的ニーズのある児童・生徒が、必要なときに適切な指導・支援を受けられる多様で柔軟な支援体制整備を図り、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で安心して学ぶことができる学級づくりや授業づくりを行うよう努める。

5 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育は、児童・生徒一人一人に、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域・学校が連携して進めるものであることを踏まえ、学校は、育成を目指す児童・生徒の姿などについて、日頃から家庭及び地域社会と理解を共有するよう努める。
- (2) 学校における道徳教育は、道徳的判断力、道徳的心情や道徳的实践意欲と態度の育成を目指し、各学校の全体計画を基に、道徳科（年間35単位時間）を要として、教科等横断的な視点を持ちながら、全ての教育活動を通じて行うものであり、児童・生徒の発達段階や実態に応じた適切な指導を、全教職員の協働で行うよう努める。
- (3) 特別活動における学級や学校生活での集団活動及び体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う機会と場として、道徳教育において大きな役割を果たすものであるため、特別活動と道徳教育の関連を意識することにより、双方の取組における学習効果を相乗的に高める工夫を図る。

6 環境・防災教育の充実

- (1) 環境や防災に関する教育は、持続可能な社会の実現とその社会を担う人材の育成に向け、現代的な諸課題への対応として教科等横断的な視点で進める必要があるため、学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実態等を考慮しながら、各教科等の学習における関連を明確にし、学校全体で取り組むよう努める。共通の視点の一つとして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について学び、環境教育の充実を図る。
- (2) 自然災害を始めとした様々な災害に関する知識を身に付けるとともに、情報を正しく判断し、安全を確保するための意思決定や行動ができるよう、家庭や地域社会及び関係諸機関等と連携を図りながら、防災教育の一層の充実に努める。

7 国際理解・英語教育の充実

- (1) グローバル化が進む社会において、共生社会の実現を目指して、多様な他者を価値ある存在として尊重する意識を持ち、人生や社会をより良いものにするために協働していくことができる資質・能力や互いの考えを伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成に努める。
- (2) 自国の言語、歴史、伝統等に関することや様々な国及び地域についての知識を身に付けるとともに、ICTの活用を含めた様々な形での交流を通して、文化や考え方の多様性を体験的に理解できるよう指導の工夫改善に努める。
- (3) 日本語の理解が十分でない外国につながるのある児童・生徒が、日本の学校生活に適應できるよう、一人一人の状況に寄り添った教育課程の編成や支援策の構築などを行う。また、様々な国にルーツを持つ児童・生徒との共生を通して、それぞれの国の生活習慣や文化を知り、尊重する態度の育成に努める。

8 情報教育の充実

- (1) 学習の基盤となる資質・能力の一つとして、情報を主体的に捉え、何が重要かを考え、見いだした情報を活用し、他者と協働しながら新たな価値の創造に向かう、情報活用能力（基本操作、プログラミング的思考、情報モラル等）の育成を推進する。
- (2) 児童・生徒の「確かな学力」を育むため、ICTの基本的な操作や情報の収集・整理・発信等の情報活用の実践力を養い、各教科等で「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」など学習場面に応じ、GIGAスクール端末を始めとしたICTの積極的な活用を図るとともに、より効果的な活用に向けた研修を通して教職員の指導力の向上

に努める。また、日常的な持ち帰りによる家庭学習や自分のペースで繰り返し学習することができるデジタルドリル等を活用し、児童・生徒一人一人の基礎の定着を図る。

- (3) 論理的思考力(プログラミング的思考)を身に付けさせるとともに、身近な社会がICT等の技術によって支えられていることに気付き、ICT等を効果的に活用して問題を解決したり、より良い社会を築いたりしようとする態度の育成に努める。
- (4) インターネットやスマートフォン等の利用が広がる中、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、今日的な課題を踏まえつつ児童・生徒の情報モラルの育成に努める。

9 キャリア教育の充実

- (1) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としたキャリア教育の充実を図る。
- (2) 小・中・高等学校の各学校段階における児童・生徒のキャリア形成をつなぐ視点から「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、小・中学校9年間の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進に努める。
- (3) 職場見学や職場体験、職業講話などのキャリア教育における体験的な学習を効果的に展開できるよう、保護者や地域社会との良好な協力体制の構築に努める。

10 健康・安全教育の充実

- (1) 児童・生徒が日常生活全般において、健康及び安全に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 身の回りの生活における安全及び交通安全に関することや、ICTの普及に伴う心身への影響等の課題、感染症等を含む保健衛生に関することなどを取り上げ、児童・生徒が情報や状況を正しく判断し、危険を回避することができるよう指導の充実を図る。特に、登下校中の安全に関する指導及び法改正による全年齢での自転車ヘルメットの着用努力義務化を受けた小・中学生の自転車ヘルメットの着用促進を含めた交通安全指導を強化し、交通事故における被害者、加害者を出さないことを目指す。

- (3) 心と体を一体として捉え、家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携を密にしながら、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、児童・生徒が自ら健康状態を把握し、望ましい基本的な生活習慣を構築することなどにより、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう指導の充実を図る。

11 理数教育の充実

- (1) 急速な技術革新の中、児童・生徒がこれからの社会の変化に主体的に対応できるよう、身近な生活の中から理数を学ぶ意義や有用性を感じたり、様々な原理や法則が科学技術を支えていることを知ったりすることを通して、児童・生徒の理数への興味・関心を高めつつ、体験的な学習やICTの効果的な活用を通して、学んだことを適切に社会でいかすことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 地域の大学や企業、研究機関等、市内にある恵まれた環境をいかし、それらの施設と効果的に連携・協力を図りながら、科学技術への理解を深め、理数教育の一層の充実に努める。

Ⅱ 教職員の研修方針

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい国民の育成を目指すという観点から、教育基本法では、教員の使命と職責等について規定されるとともに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことが明記されている。

このような中で、学習指導要領の基本的な理念として、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を学校と社会が共有し、連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る教科等横断的な視点に立った「カリキュラムマネジメント」の確立が求められている。

その実現のためには、**研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインに沿って、教師の資質向上のため主体的に研修に取り組み、**教職員一人一人が広い視野に立ち、社会の変化に柔軟に対応するとともに、教育者としての情熱と使命感をもって教育にあたることのできるよう絶えず研究と修養に励み、自らの資質・指導力の向上に努めなければならない。

教育委員会においては、教育基本法をはじめ学校教育法等の法令、厚木市教育大綱及び厚木市教育振興基本計画を踏まえるとともに、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の専門性と資質能力の向上を目指し、また、研修成果が全教職員に還元されるよう、次のように研修方針を定める。

1 人格的資質を高める研修

教育者としての使命と責任を深く自覚し、一人一人の人権を尊重した教育の実現により、児童・生徒や保護者、地域からの信頼に応えることができるよう、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力など、総合的な人間力の向上に努める。

2 授業力を高める研修

学習指導要領の目標や内容等について、より一層の理解を深め、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善ができるよう指導力の向上に努める。

3 課題解決力を高める研修

社会の変化に柔軟に対応する力を育むため、今日的な教育課題に関して、より深い児童・生徒理解に基づいた適切な指導が実践できるよう対応力の向上に努める。

4 専門性を高める研修

職層や職務に応じて、教職員としての専門性を高め、資質能力や組織力の向上に努める。

5 研修成果の還元

様々な研修や教育に関する専門的な調査・研究を通して、研修等の成果を各学校に還元し、教育活動の改善・充実を図る。

なお、研修の目的やねらいに応じて、集合型研修とオンライン研修のそれぞれの特性をいかした研修を実施する。

学校教育部 研修等一覧表

担当	研修名・部会名 等	研修方針1 人格的資質を 高める研修	研修方針2 授業力を 高める研修	研修方針3 課題解決力を 高める研修	研修方針4 専門性を 高める研修
教育 指導 課	英語教育推進部会		●		●
	児童指導推進部会			●	●
	外国籍児童・生徒等指導推進部会			●	●
	特別支援教育推進部会		●		●
	インクルーシブ教育推進部会			●	●
	食育推進部会			●	●
	学力向上推進部会		●		●
	図書館教育推進部会				●
	通級指導教室推進部会		●		●
	小学校理科の観察・実験講習会		●		
	特別支援教育出張研修会			●	●
教育 研究 所	教育研究発表会・教育講演会	●	●	●	●
	新任校長研修会			●	●
	新任教頭研修会			●	●
	総括教諭研修会			●	●
	人権教育研修会			●	●
	初任者研修会	●			●
	新規臨時的任用職員（教員）研修会	●		●	
	寺子屋講座（合唱）	●	●		
	寺子屋講座（国語科の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座 （中学校：自由進度学習の進め方）	●	●		
	寺子屋講座（社会科の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座 （小学校：自由進度学習の進め方）	●	●		
	寺子屋講座 （算数・数学科の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座 （GIGA端末操作研修〔基礎編〕）	●	●		
	寺子屋講座 （ICT活用研修～授業に役立つ活用方法を 学ぶ～）	●	●		

担当	研修名・部会名 等	研修方針1 人格的資質を 高める研修	研修方針2 授業力を 高める研修	研修方針3 課題解決力を 高める研修	研修方針4 専門性を 高める研修
教育 研究 所	寺子屋講座 (不登校児童生徒の理解と支援)	●		●	
	寺子屋講座 (実験・科学工作)	●	●		
	寺子屋講座 (基礎会話編)	●	●		
	寺子屋講座 (ゲーム・スマホ依存から子どもを守る)	●		●	
	寺子屋講座 (心理教育的アセスメントと個別の指導 計画)	●		●	
	寺子屋講座 (愛着障害の理解と支援〈支援編〉)	●		●	
	寺子屋講座 (未来・解決志向のブリーフセラピー)	●		●	
	寺子屋講座 (日常会話編)	●	●		
	寺子屋講座 (正しく情報を読み取る力と生成AIを活用した仕事の効率化)	●	●		
	寺子屋講座 (器械運動の指導)	●		●	
青 少 年 教 育 相 談 セ ン タ ー	不登校対策推進実践連絡会議			●	●
	教育相談コーディネーター連絡会議			●	●
	課題改善ケース研究会			●	●
	こころスマイル支援員連絡会議				●

※研修方針5「研修成果の還元」については、研修の趣旨や内容等に応じて、各学校での伝達や教育委員会からの情報発信等により行っていく。

令和6年度厚木市教育委員会

教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター 研修等一覧

1 教育指導課

(1) 推進部会等

No.	部会名	趣旨	対象	日程
1	英語教育推進部会	小・中学校それぞれにおける英語教育の充実と、小中連携を図った英語教育や指導方法等の在り方、外国語指導助手との望ましい授業づくり等について研究する。	A L T 担当教員	4月12日(金)
			英語教育推進担当教員	7月30日(火)
2	児童指導推進部会	問題行動の低年齢化等に対応するために、学校における組織的な児童指導の必要性が高まる現状を受け、児童指導担当者間で各校の指導事例に関する情報交換や協議を通して、各校の指導体制の充実を図る。	児童指導担当教員	4月16日(火)
				9月6日(金)
				11月26日(火)
				2月14日(金)
3	外国籍児童・生徒等指導推進部会	日本語の指導を要する外国籍の児童・生徒や帰国児童・生徒等が学校生活に適應できるよう、指導内容や指導方法等について研究し、指導の充実を図る。	次に該当する者 (該当校各1人) ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力を派遣している学校の担当教員	4月19日(金)
			次の①～④に該当する者 ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力を派遣している学校の担当教員 ③日本語指導対象児童・生徒の担任等(希望者) ④日本語指導協力者(希望者)	8月5日(月)
4	特別支援教育推進部会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、児童・生徒の障がい等に応じた指導内容や指導方法の工夫、関係機関との連携等について研究を深め、特別支援教育の充実を図る。	特別支援学級担任または担当教員 ※ 各学校1～2人	4月19日(金)
			次の①～③に該当する者 ①第1回に参加していない小・中学校特別支援学級担任及び担当教員 ②特別支援教育介助員を配置している通常の学級担任 ③特別支援教育介助員	7月23日(火)
5	インクルーシブ教育推進部会	共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進を図る。	インクルーシブ教育担当教員	7月30日(火)
				1月27日(月)
6	食育推進部会	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校における食育の推進を図る。	食育担当教員及び栄養教諭	6月14日(金)
			栄養教諭	年3回

No.	部会名	趣旨	対象	日程
7	学力向上推進部会	小・中学校9年間を見通した学力向上のための取組について研修・協議することを通して、授業改善及び取組の充実を図る。	学力向上に中心的な役割を担う教員	5月9日(木)
				11月22日(金)
8	図書館教育推進部会	学校図書館の機能や役割の理解、児童・生徒の主体的な学習活動や読書活動を促す学校図書館の在り方等についての研修を通して、担当者としての資質向上及び学校図書館経営の充実を図る。	図書館教育担当教員及び学校司書	7月26日(金)
9	通級指導教室推進部会	通級指導教室を担当する教員を対象に、各教室での個に応じた指導の在り方や諸問題について研究し、通級指導教室の指導と運営の充実を図る。	通級指導教室設置校担当教員	年11回
10	小学校理科の観察・実験講習会	小学校理科における、基本的な観察・実験の方法について習得するとともに、安全に配慮した観察・実験について理解を深め、指導力の向上を図る。	原則採用5年未満の小学校教員及び希望者10人程度	7月29日(月)
11	特別支援教育出張研修会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、発達障害の特性や適切な対応について理解を深め、特別支援教育の充実を図る。	市立全小・中学校教員 ※2年間のうち、1回実施	令和6年6月 ～令和8年2月

2 教育研究所

(1) 指定研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	新任校長研修会	学校経営についての心構えをもち、校長としての資質向上を図る。	新任校長	4月12日(金)
2	新任教頭研修会	学校運営についての心構えをもち、教頭としての資質向上を図る。	新任教頭	4月30日(火)
3	総括教諭研修会	児童・生徒指導に関する研修を通して、リーダーとしての自覚をもち、総括教諭の資質の向上を図る。	総括教諭のうち1人	8月19日(月)
4	人権教育研修会	人権教育における諸課題についての研修を通して、教師一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図る。	人権教育担当教員	8月22日(木)

(2) 初任者研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	初任者研修会	望ましい教師となるための心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲の向上を図る。	令和6年度初任者 ※初任者拠点校指導教員も参加	4月3日(水)
				5月28日(火)
				7月25日(木)
				8月20日(火)
				2月18日(火)

(3) 先生のための寺子屋講座 (希望研修)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
1	寺子屋講座 (富澤先生と一緒に歌おう)	今日的な教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即生かせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	6月8日(土)
2	寺子屋講座 (子どもが主体的な授業づくり)			6月15日(土)
3	寺子屋講座 (生徒の自律と自立を促す单元内自由進捗学習の進め方)			6月15日(土)
4	寺子屋講座 (子どもの問いと対話で主体的に学ぶ社会科の授業づくり)			6月22日(土)
5	寺子屋講座 (超具体！自由進捗学習はじめの1歩)			6月29日(土)
6	寺子屋講座 (教科書教材を工夫して、子ども主体の楽しい算数をつくろう)			6月29日(土)
7	寺子屋講座 (GIGA端末操作研修 基礎編)			8月5日(月)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
8	寺子屋講座 (ICT活用研修 授業づくり編)	今日の教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即生かせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	8月5日(月)
9	寺子屋講座 (令和の不登校児童生徒の理解と支援)			9月7日(土)
10	寺子屋講座 (楽しもう!実験・科学工作)			9月7日(土)
11	寺子屋講座 (Let's enjoy English 基礎会話編)			9月14日(土)
12	寺子屋講座 (ゲーム・スマホ依存から子どもを守る)			11月2日(土)
13	寺子屋講座 (心理教育的アセスメントと個別の指導計画)			11月16日(土)
14	寺子屋講座 (愛着障害の理解と支援<支援編>)			11月16日(土)
15	寺子屋講座 (未来・解決志向のブリーフセラピー)			11月23日(土)
16	寺子屋講座 (Let's enjoy English 日常会話編)			11月23日(土)
17	寺子屋講座 (正しく情報を読み取る力と生成AIを活用した仕事の効率化)			11月30日(土)
18	寺子屋講座 (器械運動の指導)			未定

(4)教育研究発表会・教育講演会

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	教育研究発表会・教育講演会	教育研究発表会・教育講演会を通して、教育研究所における教育調査研究の内容や教育の新しい動向、今日的課題に対する理解を深め、指導力の向上を図る。	小・中学校教職員 教育関係者 P T A等	8月7日(水)

(5)その他

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	新規臨時的任用職員(教員)研修	教師としての心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲向上を図る。	・令和6年度に新規採用された臨時的任用職員(教員) ・令和5年度に新規採用された臨時的任用職員(教員)のうち、未受講の者	8月20日(火)
				2月18日(火)
2	情報教育推進連絡会	1人1台の端末を効果的に活用した授業づくりを推進するため、研究会やモデル校、他自治体先進校が発信する情報を共有し、各校の「ICTを活用した教育」に関する総合的な推進を図る。	小・中学校情報教育担当教員	5月30日(木)
				8月21日(水)
				1月下旬～ 2月上旬
3	神奈川県教育研究所連盟 教育研究発表大会	厚木市教育委員会教育研究発表会で報告した内容を県内各関係機関等に向けて発表する。	教職員・教育関係者	11月12日(火)

3 青少年教育相談センター

(1) 連絡会議・研究会

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	不登校対策推進実践連絡会議	不登校の未然防止と不登校の状態に応じた適切な対応や指導、より効果的な支援の在り方等について、実践・研究を推進するために連絡会議を実施し、その成果を全小・中学校の不登校対策の実践に役立てる。	教育相談コーディネーター	4月25日(木)
				2月6日(木)
2	教育相談コーディネーター連絡会議	教育相談の理論や方法、学校内外の人や関係機関との連携についての研修を通して、担当者としての資質の向上及び教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。	教育相談コーディネーター	4月25日(木)
				8月22日(木)
				11月1日(金)
				2月6日(木)
3	課題改善ケース研究会	学校生活に課題を抱えている児童・生徒の理解と効果的な対処の仕方について、具体的事例を通して研究することにより、支援者の分析力・実践力の向上や学校の支援体制の充実に役立てる。	教育相談コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等 ※原則として隔年で18校ずつ実施	6月11日(火)
				2回目は2学期以降、各学校における校内ケース会議として実施
4	こころスマイル支援員連絡会議	児童・生徒への支援体制の充実を図るため、こころスマイル支援員としての役割や、学校生活への適応に課題を抱えた児童・生徒に対する支援に関する研修及び情報交換等を行う。	こころスマイル支援員	4月17日(水)
				8月22日(木)
				12月12日(木)